

心豊かで潤いと活力のある奥出雲

～笑顔と語らい、元気あふれるまちづくり～

奥出雲町総合計画

平成23年3月

島根県奥出雲町



# 目次

## 第1部 計画策定にあたって

第1章 計画の基本的考え方	
第1節 計画策定の趣旨	2
第2節 計画の構成と期間	2
第2章 奥出雲町の特徴	3
第1節 自然的特性	4
第2節 歴史的特性	5
第3節 社会的特性	6
第4節 経済的的特性	7
第3章 まちづくりの意向	10
第4章 まちづくりの課題と方向性	
第1節 まちづくりの課題	11
第2節 今後のまちづくりの方向性	11

## 第2部 基本構想

第1章 まちづくりの基本理念	14
第2章 まちの将来像	15
第3章 ゾーニングによるまちづくりの実現	15
第4章 まちづくりの基本目標	17
第5章 施策体系	21

## 第3部 基本計画

第1章 活力に満ちた元気なまち	
第1節 豊かな地域資源を活かした産業の振興によるまちづくり	
第1 工業の振興	
1 工業の振興	26
第2 農林畜産業の振興	
1 農業生産基盤整備の推進	28
2 営農組織の強化と担い手の育成	30
3 畜産業の振興	32
4 安全安心な農畜産物の生産	34
5 交流による農村の活性化	35

6	林業生産基盤整備の推進	36
7	林業活性化の推進	38
第3	商業の振興	
1	商業の活性化	40
2	流通網の整備	42
第4	雇用・定住の促進	
1	雇用環境の整備	43
2	定住対策の推進	45
第5	地域資源の活用による産業の創出	
1	産業の創出と育成	46
2	新エネルギー施策の推進	47
第2節	ホスピタリティによる観光振興のまちづくり	
第1	観光の振興	
1	観光と他産業の連携	50
2	神話と自然を活かした観光の振興	52
3	広域連携による観光の振興	54
4	尾原ダムを活用した観光の振興	55
5	観光レクリエーション施設等の整備	56
第2章	心豊かに語りあえるまち	
第1節	元気で健やかに暮らせるまちづくり	
第1	保健福祉の充実	
1	保健施策の充実	58
2	地域福祉の推進	60
3	高齢者福祉の充実	61
4	障がい福祉の充実	63
5	ひとり親家庭への福祉の充実	64
第2	医療体制の充実	
1	医療体制の充実	65
第2節	安心して子育てができ、歴史と文化を大切にするまちづくり	
第1	教育の充実	
1	学校教育の充実	68
2	社会教育の推進	70
3	図書サービスの充実	72
第2	人権教育と文化・スポーツの振興	
1	人権施策の推進	73

2	広域間交流と国際交流の推進	74
3	地域文化の振興	75
4	スポーツの振興	77
第3	子育て環境の充実	
1	就学前児童の教育の充実	79
2	子育て支援の充実	81
第3章	潤いにあふれ笑顔で暮らせるまち	
第1節	協働による住民のためのまちづくり	
第1	地域コミュニティづくりの推進	
1	地域コミュニティづくりの推進	84
第2	男女共同参画社会の推進	
1	男女共同参画社会の推進	86
第2節	安全で快適に暮らせるまちづくり	
第1	消防防災体制の充実	
1	消防体制の充実	88
2	防災体制の充実	90
第2	安全対策の推進	
1	安全対策の推進	92
第3	公共施設の活用	
1	公共施設の耐震化・防災拠点の整備	94
2	公共施設の有効利活用	96
第4	生活基盤整備の推進	
1	道路網の整備	97
2	公共交通体系の整備	99
3	情報化の推進	101
4	住宅等の整備	103
5	上下水道の整備	105
第3節	ふるさとの自然を守り、文化的景観の息づくまちづくり	
第1	環境・景観保全の推進	
1	自然環境の保全	108
2	地球温暖化防止対策の推進	110
3	景観形成の推進	111
4	循環型社会の構築	112



# 第1部

計画策定にあたって

## 第1章 計画の基本的考え方

### 第1節 計画策定の趣旨

平成17年3月31日、仁多町、横田町の合併により、奥出雲町が誕生しました。合併にあたっては、新しいまちの将来像を定めるため、「新町建設計画」を策定しました。この計画は、合併後のまちづくりの基本方針ともいべきものであり、速やかな一体化を促進し、基本的な方針に基づく本町の主要施策を示すものです。

本町が発足し5年が経過しましたが、この間、新町建設計画のもと、生活基盤の地域間格差の解消や新町として一体感の醸成を図るための諸施策を積極的に進めてきました。これらの取り組みにより、新しいまちづくりは着実に前進をしているものの、国の内外を問わず社会経済情勢は大きく変化しており、地域社会にあっても時代の流れに即した対応が求められています。

また、合併特例法に基づく地方交付税の算定替えや、合併特例債などの合併による財政上の優遇措置も平成26年度には終了します。

こうしたことを踏まえ、新町建設計画を発展的に見直し、「奥出雲町総合計画」を策定することとしました。

本計画では、これまで、あらゆる場面で先人たちが築きあげてきた産業や文化、景観、技術などを大切に、後世へとつないでいくため、行政・住民・企業・団体など、まちづくりの主体が“将来にわたり心豊かで潤いと活力のあるまちへの思い・夢”を共有し、ともに参画できるまちづくりの基本方針を示すこととします。

### 第2節 計画の構成と期間

「奥出雲町総合計画」は、「基本構想」と「基本計画」の構成とします。

「基本構想」では、目指すべき本町の将来像を明らかにし、これを実現するための基本目標を示します。

「基本計画」では、基本目標を達成するための基本方針や主要施策を体系的に示します。

町政推進の長期的展望に立ち、町の将来像を実現していくため、本計画の計画期間は、平成23(2011)年度から平成32(2020)年度までの10年間とします。

## 第2章 奥出雲町の特性

本町には、八岐大蛇<sup>1</sup>退治神話などに彩られた歴史やたたら製鉄<sup>2</sup>など、古くから受け継がれてきた伝統文化、「国の名勝<sup>3</sup>及び天然記念物<sup>4</sup> 鬼舌振<sup>5</sup>」や船通山、吾妻山など豊かで美しい自然があります。

出雲国風土記<sup>6</sup>には、鉄の産出地として記され、明治初めまで国内の一大鉄生産地として栄え、現在も世界で唯一たたら操業により、日本刀の原料となる「玉鋼」を生産しています。また、砂鉄採取のため行われた鉄穴流<sup>7</sup>により形成された土地と斐伊川源流の良質な水、昼夜の温度差の中で育まれた「仁多米」、有力なたたら経営者であった鉄師等により改良が行われた「仁多牛」、豊富な山林資源による製鉄用の燃料となる木炭の生産などにより、まちの産業が発展してきました。さらに、良質の鉄を原料として優れた刃物製造技術が生まれ、堅木を加工する技術が発達し、「雲州そろばん<sup>8</sup>」や木工芸などの地場産業が育ちました。そして、国内のみならず世界市場をマーケットにしている一流の技術をもった地域産業や誘致企業があります。

産業の振興により多くの雇用の場が確保されるとともに、質の高い住環境を整備し、定住対策も進めてきました。町内全域に光ファイバーを敷設し、地上デジタル放送<sup>9</sup>対応のケーブルテレビや高速インターネット網の構築、テレビ電話による高齢者世帯の生活サポート事業を実施し、安心して暮らせ

<sup>1</sup> 八岐大蛇：日本神話に登場する伝説の生物。その体は一つの胴体に八つの頭と八つの尾をもち、目はホオズキのように真っ赤。しかも身体じゅうにヒノキやスギが生え、カヅラが生い茂り、八つの谷と八つの丘にまたがるほど巨大で、腹のあたりはいつも血がにんじでいる大蛇。

<sup>2</sup> たたら製鉄：1400年以上前から日本独自に発達した製鉄技術。粘土で築いた舟型の炉に砂鉄（酸化鉄）と木炭（炭素）を入れ、ふいごで風を送って木炭を燃焼させて砂鉄を溶かし、極めて純度の高い鉄類を生産する技術。

<sup>3</sup> 名勝：貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの。

<sup>4</sup> 天然記念物：文化財保護法や各地方自治体の文化財保護条例に基づき指定される、動物、植物、地質・鉱物などの自然物に関する記念物。

<sup>5</sup> 鬼舌振：斐伊川の支流・大馬木川が作り出した溪谷で、全長約2kmに及ぶ。河岸には切り立った絶壁、谷底には折り重なる巨岩と川の流れが生み出した侵食地形が特異な景観を作り出し、昭和2年(1927)4月8日に国の名勝及び天然記念物に指定。「鬼舌振」は国に指定された正式名称であり、一般的には「鬼の舌震」と標記されているものが多い。

<sup>6</sup> 出雲国風土記：西暦713年（今から約1,300年前）の奈良時代に、時の政府は全国に地方の地名の由来、特産物、古老の伝承、などを調査し、報告するように命じ編纂された。当時は全国60余りの国すべてについて風土記がつくられたと思われるが、現存するのは『出雲（いずも）国風土記』のほか、『常陸（ひたち）国風土記』（茨城県）、『播磨（はりま）国風土記』（兵庫県）、『肥前（ひぜん）国風土記』（佐賀県、長崎県）、『豊後（ぶんご）国風土記』（大分県）の5つだけである。これらの『風土記』は1,300年もの長い間に、大半のものが部分的に散脱しており、すべてが完全に残っているのは『出雲国風土記』だけである。

<sup>7</sup> 鉄穴流し：山中に含まれる山砂鉄を効率よく採集する方法（比重選鉱法）。水路を引き、その水路の下流へ破砕物を流し、砂鉄と土砂を分離し砂鉄純度を高めていく。

<sup>8</sup> 雲州そろばん：天保元年（1830年）頃、亀嵩の大工・村上吉五郎を祖とし、梅の木の花を珠に、芯竹はスズ竹、枠は樫の木を使い作られたのが始まり。現在は、黒檀、ツゲ、カバなどを使用。そろばんの命ともいえるのは、何といたっても珠である。珠運びが良く冴えた高い音のするものが良いそろばんとされていることから、雲州そろばんでは特に、珠、そして軸となる芯竹の仕上げに細心の注意を払っている。高級そろばんになると、より厳選された材料、より熟練された名工の腕と勤が駆使され入念につくりあげられる。堅牢で使い易く全国に知られている雲州そろばんは、昭和60年、国の伝統的工芸品に指定されている。

<sup>9</sup> 地上デジタル放送：地上テレビ放送を従来のアナログ方式からデジタル化を行うこと。デジタル化により、今までにない多様なサービスの提供（ハイビジョンによる高画質・高音質な番組に加え、天気予報やニュースなどの情報を常に入手できるデータ放送、字幕放送などの高齢者や障がいのある方にやさしいサービス、1週間先までの番組情報が見られる電子番組表（EPG）等）や電波の有効利用（現在の2/3に効率化される）が可能となる。

る環境を整備しています。

また、次世代を担う子どもたちを安心して産み育てることのできる環境づくりとして、幼保一元化による幼稚園の整備や保育料の減免及び無料化、多子世帯の医療費助成を行っています。

さらに、昭和 57 年に島根県で開催された、くにびき国体でホッケー競技の主会場となって以来、ホッケー競技の普及振興に全町を挙げて取り組み、横田高等学校ホッケー部をはじめ全国大会で数多くの優勝をおさめるとともに、オリンピックの日本代表選手も輩出しています。

## 第1節 自然的特性

### (1) 位置

本町は、島根県南東部に位置し、南部は広島県庄原市、東部は鳥取県日南町に接しています。松江市からは約 43km の距離にあり、東西 27.2km、南北 20.9km、総面積 368.06km<sup>2</sup> の町です。

### (2) 地形

本町は、中国山地の最奥部の標高は概ね 250m から 700m の山間地域にあり、中央を流れる一級河川斐伊川とその支流の流域に農林畜産業が営まれ、集落や市街地が点在しています。

県境部では神話に登場する船通山<sup>せんつうざん</sup>や吾妻山をはじめ 1,000m を超える峰々が続き、全面積の 83.7% を山林が占め、耕地率は僅か 7.2% にすぎません。

出雲国風土記では、仁多の郡の条の冒頭で『此<sup>こ</sup>の国は、大きくも非<sup>あら</sup>ず、小さくも非<sup>ちさ</sup>ず、川上<sup>かはかみ</sup>は木の穂刺<sup>ほさ</sup>しかふ。川下<sup>かはしも</sup>は阿志婆布<sup>あしばふ</sup>這<sup>は</sup>ひ度<sup>わた</sup>れり。是<sup>こ</sup>は尔多<sup>にた</sup>志<sup>し</sup>積<sup>きを</sup>小国<sup>くにな</sup>在<sup>かれ</sup>り。故<sup>にた</sup>、仁多<sup>い</sup>と云<sup>ふ</sup>ふ。』と記述されています。この郡名の由来となった大穴持命<sup>おおなもちのみこと</sup>の発言は、広すぎもせず狭すぎもせず、生活空間として適度なまとまりのあるこの郡の空間的広がりについての最高の褒めことばだろうとされています。

### (3) 気候

本町の気候は、年間の平均気温が約 12.5℃、降水量は約 1,780 mm（気象庁 気象統計情報 横田観測所における 2001 から 2010 年の平均値）で、夏は比較的<sup>比較的</sup>に過ごし易く、冬は寒さが厳しい山陰の代表的な内陸型気候です。

春には記紀神話<sup>1</sup>に登場する船通山<sup>せんつうざん</sup>（鳥髪<sup>とりかみ</sup>の峰）に群生する「カタクリ<sup>2</sup>」の花が咲き、夏には深緑の山あい<sup>山あい</sup>をトロッコ列車「奥出雲おろち号」が走り、秋には巨岩・奇岩が無数に存在する「国の名勝及び天然記念物 鬼舌振<sup>おにのしたぶる</sup>」が紅葉に包まれ、冬には古代から受け継がれた「たたら製鉄」が降り積もる雪の中で操業されるなど、奥出雲には四季折々の様々な風景があります。

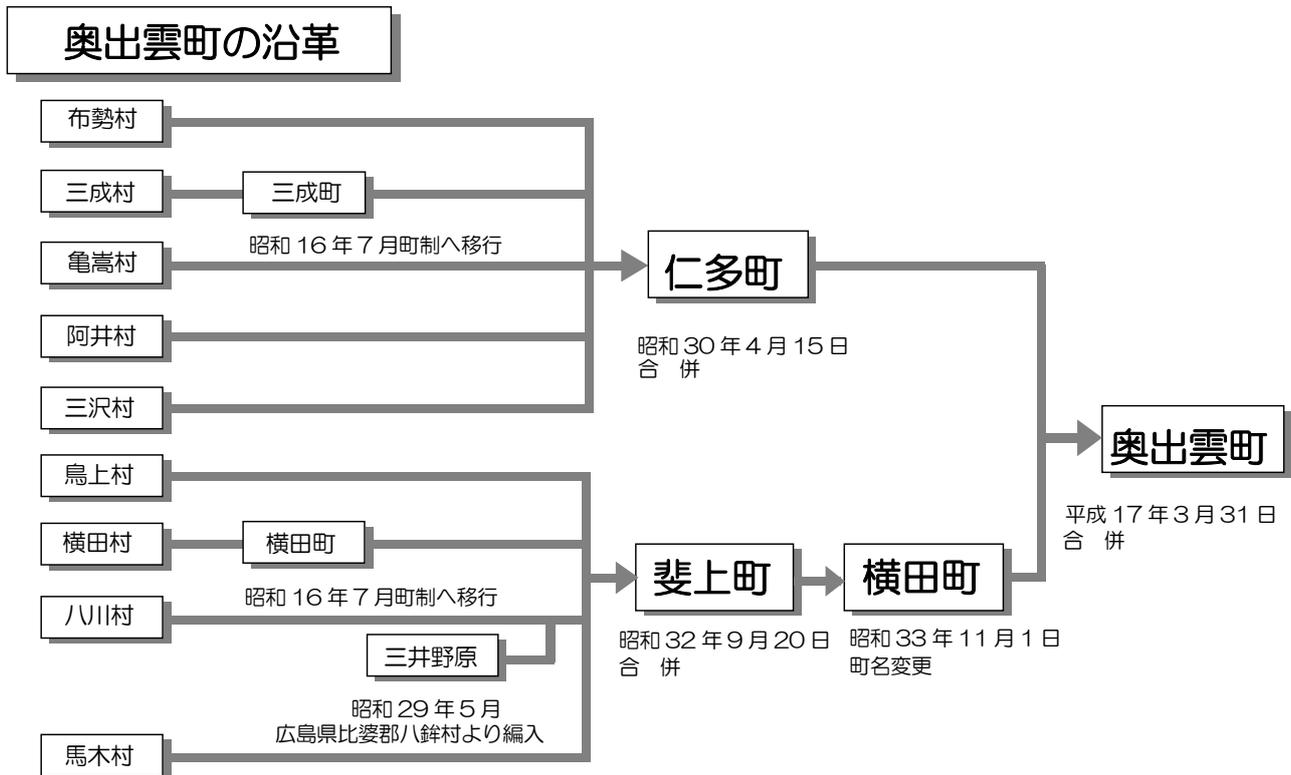
1 記紀神話：古事記と日本書紀。

2 カタクリ：ユリ科の多年草で開花するまで七年以上を要し、花びらを反り返らせる独特の花姿が特徴。

## 第2節 歴史的特性

### (1) 沿革

本地域に古くから存在した数多くの集落は、明治22年(1889年)4月の市制・町村制の施行により9つの村に再編されました。その後、昭和28年の町村合併促進法の施行によって市町村合併が全国的に進み、昭和30年に仁多郡西部の5カ町村が合併し仁多町が、昭和32年に東部4カ町村が合併し横田町が誕生しました。そして、平成に入り合併特例法が改正され、平成15年4月30日仁多郡二町法定合併協議会を設置、平成17年3月7日に合併協定に調印し、平成17年3月31日に奥出雲町が誕生しました。



### (2) 歴史的背景

本町の歴史や文化は、古事記<sup>1</sup>・日本書紀<sup>2</sup>・出雲国風土記の時代までさかのぼり、素戔嗚尊<sup>3</sup>の八岐大蛇退治をはじめ、多くの神話の舞台という悠久の歴史を持っています。

ほかにも史跡では、中世において、本地域が山陰と山陽を結ぶ要衝の地に位置していることから数

<sup>1</sup> 古事記：和銅5年(712年)に、太安万侶(おおのやすまろ)が筆記してまとめた上・中・下3巻の歴史書で、天地の始まりから推古天皇までの出来事が記されている。このうち上巻は神話で構成され、約3分の1が素戔嗚尊の八岐大蛇退治伝説などの出雲系神話で占められている。

<sup>2</sup> 日本書紀：古事記と同じ奈良時代の720年に、国家の正式な歴史書として編さんされた。神の時代から持統天皇までの朝廷に伝わった神話や伝説、各種記録などが記述されている。

<sup>3</sup> 素戔嗚尊：日本神話で、伊弉諾尊(いざなぎのみこと)と伊弉冉尊(いざなみのみこと)の子。天照大神(あまてらすおおみかみ)の弟。凶暴で、天の岩屋戸の事件を起こした結果、高天原(たかまのはら)から追放され、出雲国で八岐大蛇(やまたのおろち)を退治し、天叢雲剣(あまのむらくものつるぎ)を得、天照大神に献じた。奇稲田姫(くしなだひめ)と結ばれ、大黒主命(おおくになしのみこと)をはじめとして多くの子孫に恵まれる。

多くの山城が築かれ、幾多の攻防の舞台になりました。その面影は城址として残され、それぞれの地域で保存されています。

そして今、本町に息づいてきた歴史や文化を活かした魅力あるまちづくりが進められるとともに、地域の特徴ある産業や生活文化、豊かな自然や美しい景観をそのまま観光・交流資源とする新たな取り組みが展開されつつあります。

### 第3節 社会的特性

本町の人口は、昭和30年の28,477人をピークに減少し、平成17年国勢調査<sup>1</sup>では15,812人と、50年間で約44.5%減少しています。

人口の推移をみると、昭和35年から昭和40年にかけて12.4%減、昭和40年から昭和45年にかけて11.2%減と、高度経済成長とともに急激な減少を続けましたが、昭和45年以降昭和60年までの各5年間の減少率はそれぞれ7.1%、1.8%、1.8%と鈍化しています。単年的に減少があったものの、増加傾向が続いていた自然動態は、未婚者の増加や晩婚化、育児に対する負担感の増大等に起因する出生率の低下から、平成に入り自然減へと移行し、平成7年から12年にかけては4.2%減、平成12年から17年にかけては5.3%減と再び減少率が大きくなる傾向にあります。

平成17年における年少者人口比率（0歳～14歳）は12.9%、生産年齢人口比率（15歳～64歳）は52.8%、高齢者人口比率（65歳以上）は34.3%で、今後も年少者人口比率及び生産年齢人口比率は減少し、高齢者人口比率が増加する構造的な少子高齢化がますます進行しています。

---

<sup>1</sup> 国勢調査：日本に住んでいるすべての人及び世帯を対象とする国の最も基本的な統計調査で、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、5年ごとに行われる。

【表】人口の推移と推計

(単位：人、%)

	昭和30年 (1955)	昭和35年 (1960)	昭和40年 (1965)	昭和45年 (1970)	昭和50年 (1975)	昭和55年 (1980)	昭和60年 (1985)
人口	28,477	26,820	23,501	20,878	19,398	19,057	18,706
0-14	10,561人 37.1%	9,523人 35.5%	7,129人 30.3%	5,084人 24.4%	4,200人 21.7%	3,864人 20.3%	3,669人 19.6%
15-64	15,960人 56.1%	15,171人 56.6%	14,062人 59.8%	13,283人 63.6%	12,562人 64.8%	12,231人 64.2%	11,664人 62.4%
65以上	1,956人 6.9%	2,126人 7.9%	2,310人 9.8%	2,511人 12.0%	2,636人 13.6%	2,962人 15.5%	3,373人 18.0%

	平成2年 (1990)	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	平成32年 (2020)
人口	18,100	17,426	16,689	15,812	14,882	13,928	12,960
0-14	3,271人 18.1%	2,889人 16.6%	2,420人 14.5%	2,037人 12.9%	1,716人 11.5%	1,452人 10.4%	1,265人 9.8%
15-64	10,740人 59.3%	9,794人 56.2%	8,987人 53.9%	8,356人 52.8%	7,857人 52.8%	7,070人 50.8%	6,307人 48.7%
65以上	4,089人 22.6%	4,743人 27.2%	5,282人 31.7%	5,419人 34.3%	5,309人 35.7%	5,406人 38.8%	5,388人 41.6%

国立社会保障・人口問題研究所『日本の市区町村別将来推計人口』

## 第4節 経済的特性

本町の産業別純生産額の推移をみると、第一次産業では、就業人口の減少や高齢化の進行、小規模零細で脆弱な生産構造、また、米をはじめとする農畜産物価格の低迷等により総生産額は伸び悩んでおり、産業全体に占める割合は平成19年度で6.0%と低下しています。一部では、椎茸・野菜・果樹・花卉などの施設型農業や複合経営が進んでいるものの、農林畜産業を取り巻く情勢はグローバル化<sup>1</sup>が進展し、産地間競争も激化しているため依然として厳しく、地域経済にも大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

第二次産業では、建設業が諸産業の成長に伴う設備投資や公共投資により、比較的順調でしたが、

<sup>1</sup> グローバル化：社会的あるいは経済的な連関が、旧来の国家や地域などの境界を越えて、地球規模に拡大して様々な変化を引き起こす現象。

近年の公共事業の抑制や経済活動の低迷により厳しい状況を迎えています。なかには、農業などの新たな分野へ参入する事業所もでてきています。また、製造業は、農村地域工業導入施策による誘致企業の立地などにより工業出荷額が増加し、地域経済に大きく寄与していましたが、世界的な金融危機などにより、本町においても大手製造業の撤退による空き工場が発生しています。本町では、その空き工場を取得改修し、貸し工場として活用する取り組みなどの企業への支援を行っています。製造業を取り巻く情勢は依然として厳しいですが、独自の技術開発により特色ある「ものづくり」に積極的な企業もあります。

第三次産業は、小売店や各種サービス業とも小規模経営体が多く、量販店の進出や車社会の進展等社会環境の変化により、購買行動の広範囲化やインターネット、メーカー直販システムの利用へと変化しており、経営の近代化や商品の差別化、サービス向上による顧客の定着化が課題となっています。一方、観光については、「国の名勝及び天然記念物 <sup>おにのしたぶる</sup> 鬼舌振」をはじめ、絲原記念館や可部屋集成館、平成5年にオープンした道の駅奥出雲おろちループ、平成13年に開館した亀嵩温泉玉峰山荘を中心とした町内の観光施設等に、県外からも多くの観光客が訪れています。

【表】産業別就業者数の推移

(単位：人，%)

区 分	昭和55年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
第一次産業	4,292	38.8	2,937	29.1	2,543	26.2	1,760	19.9	1,785	21.9
第二次産業	3,464	31.3	3,694	36.6	3,462	35.6	3,274	37.0	2,599	31.8
第三次産業	3,297	29.8	3,455	34.3	3,716	38.2	3,818	43.1	3,779	46.2
分類不能等	16	0.1	4	0.0	1	0.0	0	0.0	11	0.1
合 計	11,069	100.0	10,090	100.0	9,722	100.0	8,852	100.0	8,174	100.0

国勢調査

【表】 経済活動別町内総生産額の推移

(単位：百万円，%)

項目	年 度	町 内 総 生 産 額			構 成 比		
		平成9年度	平成14年度	平成19年度	平成9年度	平成14年度	平成19年度
第一次産業		4,416	3,916	2,937	9.0	8.0	6.0
(1) 農業		1,980	1,885	1,513	4.0	3.9	3.1
(2) 林業		2,431	2,012	1,420	5.0	4.1	2.9
(3) 水産業		5	19	4	0.0	0.0	0.0
第二次産業		17,472	15,412	16,252	35.7	31.7	33.1
(1) 鉱業		1,022	914	716	2.1	1.9	1.5
(2) 建設業		8,416	8,319	6,114	17.2	17.1	12.4
(3) 製造業		8,034	6,179	9,422	16.4	12.7	19.2
第三次産業		18,052	20,164	19,280	36.9	41.6	39.3
(1) 卸売・小売業		3,092	3,235	2,194	6.3	6.7	4.5
(2) 金融・保険不動産業		7,598	8,192	8,436	15.5	16.9	17.2
(3) 運輸・通信業		2,280	2,234	2,093	4.7	4.6	4.3
(4) 電気・ガス水道業		649	620	499	1.3	1.3	1.0
(5) サービス業		4,433	5,883	6,058	9.1	12.1	12.3
政府・対家計民間非営利サービス生産者 <sup>1</sup>		10,821	10,913	12,145	22.1	22.5	24.7
(控除) 帰属利子等		△1,841	△1,890	△1,492	△3.7	△3.8	△3.1
町内総生産額		48,920	48,513	49,120	100.0	100.0	100.0
1人当り所得		千円 2,302	千円 2,253	千円 2,161	—	—	—
1人当り県民所得		千円 2,581	千円 2,506	千円 2,434	—	—	—

市町村民経済生産統計

<sup>1</sup> 対家計民間非営利サービス生産者：他の方法では効率的に提供し得ない社会的・公共的サービスを、利益追求を旨とすることなく、家計へ提供する団体をいう。対家計民間非営利団体は、ある特定の目的を遂行するために集まった個人の自発的な団体であり、その活動は通常会員の会費や家計、企業、政府からの寄付、補助金からまかなわれます。労働組合、政党、宗教団体等のほかに、私立学校の全てがこれに含まれる。

### 第3章 まちづくりの意向

平成32(2020)年度を目標年次とする総合計画を策定するにあたり、「奥出雲町総合計画策定に係る満足度調査」を実施しました。

調査結果の概要は次のとおりです。

【調査対象】 奥出雲町在住の満18歳以上の3,004名（無作為抽出による）

【調査時点】 平成22(2010)年5月

【回答者数】 1,449名（10代 2.2%、20代 6.8%、30代 8.6%、40代 11.0%、50代 17.3%、60代 19.4%、70代以上 33.3%、無回答 1.4%）

【回収率】 48.2%

【調査結果】

#### (1) 奥出雲町の誇りに思う点・問題と感ずる点

本町の誇りに思う点と問題と感ずる点について、それぞれ自由記述形式で尋ねたところ、誇りに思う点としては、①奥出雲ブランド（仁多米・仁多牛）をはじめとする農畜産業、②自然をはじめとする環境の良さ、③ホッケー競技などスポーツの順で回答が得られました。

また、問題と感ずる点については、①人口減少（少子化・若者の流出）、②医療機関の体制、③雇用の確保という順で回答が得られました。

#### (2) 奥出雲町に期待していること・心配していること

将来の奥出雲町（概ね10年後）について、期待していること、心配していることをそれぞれ自由記述形式で尋ねたところ、期待していることとしては、①高齢者が安心して暮らせる町、②人口増加対策（少子化・過疎化対策含む）、③企業誘致・働く場所・雇用確保の順で回答が得られました。

また、心配していることとしては、①高齢化、②少子化・過疎化、③医療体制という順で回答が得られました。

## 第4章 まちづくりの課題と方向性

### 第1節 まちづくりの課題

本町は、良質な砂鉄と豊富な山林資源を有し、古来よりたたら製鉄が盛んに行われ、最盛期には日本全体の約50%を生産していました。また、砂鉄採取のため行われた鉄穴流し<sup>かな</sup>により形成された土地は、輸送用の牛馬の堆肥を投入することで豊潤な農地へと変わり、斐伊川源流の良質な水と昼夜の温度差のある気候の中で育まれた「仁多米」は、おいしい米としてブランドを確立しています。さらに、良質な鉄を原料とした刃物製造技術が発達し、その刃物を使って堅い木材を削る技術が育ち、そろばんや木工芸の製造も行われるようになりました。このように有機的に連携してきた本町の産業は、地域のリーダーとなる人材の育成や地域コミュニティの醸成にも大きな役割を果たしてきました。

しかし明治中期以降、近代製鉄業の普及によりたたら製鉄は衰退し、その後の産業の近代化や高度経済成長などにより人口の流出が続き、少子高齢化は急速に進んでいます。

現在、60代以上の方々が地域活動や本町の基幹産業である農林畜産業の主たる担い手として活躍されていますが、今後は地域の担い手が不足し、既存の集落単位ではその機能を維持していくことが困難になると考えられます。

こうした課題を解決するには、行政・住民・企業・団体など、あらゆるまちづくりの主体が、目指すべきまちづくりの目標を共有し、その目標に向かってお互いに協力して、地域づくりを進め、活力を高めていく必要があります。

### 第2節 今後のまちづくりの方向性

#### (1) 協働<sup>1</sup>による地域コミュニティづくりと人材育成

人口減少と高齢者の独り暮らしや核家族化といった家族規模の縮小が進み、家庭内や集落内での助け合いの機能が低下する中で、伝統行事や集落活動、支えあう仕組みづくりを見直す必要があります。これまでの集落単位の活動から地区単位による協働へと再構築し、新たなコミュニティ力の形成を促すことによって、持続可能な地域活動となるよう支援します。

また、住民グループの様々な構想や提案を大切にし、それを活かした地域づくりを支援します。

これまで本町で連綿と続いてきた産業や、文化の中で培われてきた人材育成の技術や知恵を今後も系統的に引き継ぎ、コミュニティ活動や産業、福祉、教育、文化などそれぞれの場面で次代の担い手となる人材の確保と育成を支援します。

<sup>1</sup> 協働：複数の主体が、何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること。

## (2) 産業力を伸ばす

神話やたたら製鉄、全国ブランドとして認知されている「仁多米」をはじめとする農林畜産物、ホッケー競技など数多くの地域資源を活かし、更に磨きをかけ、有機的に連携させるとともに、知恵と工夫を重ね、新たな地域資源を活用した新産業の創出を進めます。また、世界にも通用する技術を持つ地域産業や多くの雇用を創出する誘致企業の企業活動を支援するための社会基盤整備の充実や、企業間のネットワーク化を進め、相互連携による企業力の強化が図られるよう支援します。

観光業と他産業の連携を図り、もてなしの心と奥出雲の自然や伝統文化、食文化を農商工連携<sup>1</sup>の視点を踏まえ、ストーリー性のある観光メニューや観光ルートにして提供し、観光誘客を進めます。

また、全国ブランドとして高い評価を得ている「仁多米」、「奥出雲椎茸」の販売や亀嵩温泉玉峰山荘の運営をはじめ、本町のリーディングセクターである第3セクターについて、雇用の場の確保や更なるブランド化、産業間の連携など、より一層の産業振興と地域貢献を目指します。

さらに、今後も雇用の場の確保と、更なる産業振興を図るため、町内産業の次代を担う人材の育成を支援します。

## (3) 地域力を高める

少子高齢化の進行や核家族化、女性の就業増加等により、子どもと子育て、家族を取り巻く環境は大きく変化しています。子どもたちが、ふるさとに誇りと愛着を持ち、心身ともにたくましく育つよう、地域住民の子育て力を高め、地域が一体となって、楽しく子育てができるまちづくりを進めます。子どもたちの健やかな育ちと教育、若い子育て世代の負担軽減と就労支援のため、幼保一元化による幼稚園の整備や保育料や医療費の軽減を図ります。

誰もが安心して生きがいのある暮らしができるよう、保健・医療・福祉の充実を図るとともに、テレビ電話による見守りや買い物支援体制の充実に取り組みます。また、コミュニティ活動の中で高齢者が引き継いできた地域文化・食・健康などについての知恵や技術の継承活動を支援します。

---

<sup>1</sup> 農商工連携：農山漁村にある、その地域の特色ある農林水産物、美しい景観などを有効に活用するため、農林漁業者と商工業者の方々がお互いの「技術」や「ノウハウ」を持ち寄って、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大などに取り組むこと。

# 第2部

## 基本構想

## 第1章 まちづくりの基本理念

### 基本理念Ⅰ：「活力に満ちた元気なまち」（産業・雇用・定住・観光）

本町は豊かな自然をはじめ、神話やたたら製鉄、全国ブランド「仁多米」などの農林畜産物、「雲州そろばん」や木工芸の製造技術など豊富な地域資源があり、これらの地域資源はまちの宝です。

これまで受け継いできた地域資源に創意工夫を重ね、付加価値を高めるとともに、まだ埋もれている資源を発見し、産業化を図ります。あわせて、産業の振興とともに引き継がれてきた人材育成については、関係団体と連携を図り、地域全体で取り組みます。

また、農林畜産業や商工業が連携し、観光振興を図るため、町全体でホスピタリティ<sup>1</sup>の心を持った質の高い観光地づくりを目指します。

### 基本理念Ⅱ：「心豊かに語りあえるまち」（保健・医療・福祉・教育・文化・子育て）

次世代を担う子どもたちが、地域の中で育ち、地域を知り、地域を愛し、ふるさとに誇りを持つよう、地域ぐるみで子育てを支援するまちを目指します。

また、高齢者が生涯現役で活躍できる場や生きがいがづくり、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう行政・住民・企業・団体の協働による仕組みづくりを推進します。

そして、神話や歴史文化、ホッケー競技など本町が誇る文化的資源を永く後世へ伝えていくため、人材育成に努めます。

### 基本理念Ⅲ：「潤いにあふれ笑顔で暮らせるまち」（地域コミュニティ・基盤整備・環境）

地域の現状を知り、自分たちの問題として自主的に活動が行えるよう、地域の担い手となる人材育成や福祉振興協議会、地区振興会などへの支援を行い、地域住民が一体となった、協働によるまちづくりを進めます。

また、豊かな山林や斐伊川の清流など日本の原風景ともいえる自然を保全するとともに、誰もが安心して利用できる社会資本の整備や、日常生活の安全安心の確保のため消防防災対策を進め、すべての人々が安全で安心して暮らせる生活環境が整備されたまちを目指します。

---

<sup>1</sup> ホスピタリティ：心のこもったもてなし。

## 第2章 まちの将来像

奥出雲町が目指すべき将来像

# 『心豊かで潤いと活力のある奥出雲』

～笑顔と語らい、元気あふれるまちづくり～

本町は、豊かな自然と記紀神話や出雲国風土記の時代から続く歴史があり、たたら製鉄をはじめとする地域資源を活かした産業と伝統的な技術や文化を育んできました。これまで先人が築いてきた人づくりやものづくりの技を引き継ぎ、その技を活かしつつ更に意欲的に創意工夫を重ね、農商工連携による付加価値の高い産業の振興を進めます。また、地域の抱える課題について、住民自らが率先して課題解決に取り組む共助の心を育み、誰もがこの地で安心して暮らせ、誇りが持てるまちづくりを目指します。

## 第3章 ゾーニングによるまちづくりの実現

土地利用の観点からみると、本地域は大きく以下の形態（以下「ゾーン」という。）に区分することができます。

これらは地形上の制約を受けつつ、それぞれの地域ごとにふるさとの景観をつくり、地域の産業や生活・文化を特色付けています。それぞれのゾーンの特徴を活かした土地利用を推進し、ゾーンの重なり合いや係わりを考慮しながら、ふるさと奥出雲の景観形成につなげていきます。

### （1）自然系ゾーン【本町の大半を占める山林部で、自然そのものが主となっているゾーン】

本町の大半を占める山林部は、自然のもつ景観や水源のかん養<sup>1</sup>、防災、環境保全などの機能面を有しており、その保全を図ります。

また、緑豊かな山林の持つ健康保養機能や観光レクリエーション機能などに注目し、人が自然とふれあうことのできる体験交流などにより、豊かな自然を活かした土地利用を促進します。

---

<sup>1</sup> 水源のかん養：降水が一気に河川に流出して急激に増水するのを抑制したり、降水を多く貯えて、ゆっくりと時間をかけて流し出すこと。

## （２）生産系ゾーン【農林畜産業が営まれ集落が散在し、第一次産業を主とするゾーン】

自然との調和に留意しながら、地域の基幹産業である農林畜産業の生産活動を行うための土地利用の促進を図ります。

地域特性を活かした農林畜産業の振興を図るため、農地や農林道などの基盤整備を行うとともに、堆肥施用や有機栽培<sup>1</sup>、無農薬栽培<sup>2</sup>など特色ある農業生産により、農産物の高品質・高付加価値化を図り、ブランドの確立に努めます。

また、再生可能で豊富な山林資源を活用した新エネルギー<sup>3</sup>による産業おこしを進め、雇用創出や定住促進、山林保全等を図ります。

さらに、豊かな地域資源の一層の利活用を促進するため、他産業との連携により、体験農園、グリーン・ツーリズム<sup>4</sup>など交流型農林業を推進します。

農村集落については、それぞれの地域特性を活かしながら、地域生活に密着した集落内生活道路やコミュニティ施設などの整備をすすめ、コミュニティ機能の強化を図ります。

## （３）市街地・集落系ゾーン【主要道や鉄道などを軸として、市街地が形成されているゾーン】

市街地・集落系ゾーンには、住宅、商店、公共施設、医療施設、交流施設など様々な施設が集積する地域や沿道付近で住宅や商工業的な土地利用が行われている地域などがあります。

これらの地域においては、保健医療福祉施設や文化施設の整備・充実を図るなど、それぞれの地域の実情に応じた整備を進めます。

さらに、自然との調和に配慮しながら、計画的な住宅地整備及び商店街の活性化や工業団地の整備を行い、定住化の促進を図ります。

## （４）観光・文化・交流系ゾーン【地域内に点在する観光や交流を目的としたゾーン】

本町には、史跡や歴史的・文化的資産及び恵まれた自然を活用した多くの観光資源があります。

これらの観光資源と農商工業を連携させ、自然系ゾーンや生産系ゾーンにおけるグリーン・ツーリズムなどの拠点づくりや、市街地・集落系ゾーンでは地域産業や歴史文化と一体的な整備を進めます。

また、温泉施設や物産施設、道の駅及び JR 駅の周辺地区などを観光・交流の拠点地域として整備を進めます。

さらに、これらの拠点地域を結ぶ観光ネットワークを構築し、交流人口の拡大を図ります。

<sup>1</sup> 有機栽培：化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法。

<sup>2</sup> 無農薬栽培：農薬を使わずに米や野菜などの植物を栽培する方法。

<sup>3</sup> 新エネルギー：「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令」により指定されている新エネルギーは、バイオマス、太陽熱利用、雪氷熱利用、地熱発電、風力発電、太陽光発電などであり、すべて再生可能エネルギー。

<sup>4</sup> グリーン・ツーリズム：都市と農山漁村を行き交う新たなライフスタイルを広め、都市と農山漁村それぞれに住む人々がお互いの地域の魅力を分かち合い、「人、もの、情報」の行き来を活発にする取り組み。

## 第4章 まちづくりの基本目標

計画の基本理念、目指すべき将来像を実現するため次のように基本目標を定めます。

### (1) 豊かな地域資源を活かした産業の振興によるまちづくり

本町の特性や資源を活かしながら、これまで地域を支えてきた産業に磨きをかけ、高付加価値化を図るとともに、農商工連携を推進し、産地間競争に負けない産業の振興に努めます。

また、二酸化炭素の排出による地球温暖化問題<sup>1</sup>が深刻化している今、まちの大部分を占める山林資源を活用した環境に負荷の少ない木質バイオマス<sup>2</sup>エネルギーによる新たな産業の創出を目指します。

さらに、産業と行政、関係団体が連携・協力し、次代の産業を担う人材育成を進め、新しい商品やサービスの開発を図り、安定した経営と雇用の確保に努めます。

### (2) ホスピタリティによる観光振興のまちづくり

観光で訪れた人たちに、もてなしの心で接し、本町の魅力や楽しさを感じてもらうとともに、施設のバリアフリー<sup>3</sup>化等を図り、地域の歴史文化を宣伝する観光ボランティアの養成を進め、リピーターの確保に努めます。

また、本町には神話やたたら製鉄をはじめとする文化的・歴史的資産や、映画やテレビドラマのロケ地として人々を魅了した日本の原風景を思わせる自然、亀嵩温泉玉峰山荘や年間150日あまり運行するトロッコ列車など数多くの観光資源があります。これらの観光資源を有機的に連携させ、インターネットやイベントによる情報発信など様々な手法により観光客の増加を目指します。

さらに、地域の人々の理解と協力により完成した尾原ダム「さくらおろち湖」とその周辺施設や「国の名勝及び天然記念物 おにのしたふる 鬼舌振」にバリアフリー遊歩道・つり橋を整備し、観光振興を図ります。

<sup>1</sup> 地球温暖化問題：オゾン層の破壊、酸性雨、地球温暖化など、その被害・影響が国境を越えて及び、ひいては地球規模にまで広がっている問題と、開発途上国における熱帯林の減少や野生動物種の減少など、その解決のために先進国等による国際的な取り組みが必要であり、地球的視野にたつて取り組むべき環境問題。

<sup>2</sup> 木質バイオマス：動植物由来の有機物のうち、化石燃料を除いたもので再生可能な資源。そのうち、森林管理や素材生産時に発生する間伐材や伐採残渣、製材工場で発生するオガクズや建築廃材などを木質バイオマスという。

<sup>3</sup> バリアフリー：障がい者を含む高齢者等の社会生活弱者が、社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは具体的に障害を取り除いた状態。

### （3）元気で健やかに暮らせるまちづくり

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、福祉関係者をはじめ、行政・住民・企業・団体が一体となって、地域福祉の充実を図ります。高齢者や障がい者が生きがいを持って社会に参加できる環境の構築や、画一的な福祉制度でマネジメントできない方や介護者へのきめ細かなケア、自殺予防等の弱者対策を推進します。

また、町立病院と診療所との病診連携や、通院のための交通手段の確保など医療と福祉が一体となった地域医療の充実を図り、安心してこの町に生まれ、育ち、老いることのできるまちづくりを目指します。

### （4）安心して子育てができ、歴史と文化を大切にすまちづくり

安心して子育てができるよう、幼保一元化など子どもたちの健やかな育ちと教育を支えあう体制づくりや、小中学校の耐震化等の施設整備など教育環境の充実を図ります。

また、神話やたたら製鉄、中国地方の要衝の地としての面影を残す城址や、当時の生活習慣や娯楽が今も伝えられる伝統芸能などの知的地域資源を保存・伝承<sup>1</sup>し、ふるさとに誇りを持てる人づくりを進めます。

さらに、子どもから高齢者まで生きがいをもって暮らせるよう、全国屈指の実力を持つホッケー競技をはじめとするスポーツの振興や図書館の整備など、充実した生涯学習の環境づくりを進めます。

### （5）協働による住民のためのまちづくり

住民一人ひとりが自分たちの住む地域について考え、それぞれが役割を持ち、誰もが活躍できる地域活動を支援します。人口減少や家族規模の小規模化などにより存続が危ぶまれる集落の維持活動や古くから伝わる伝統行事などを、これまでの集落単位の取り組みから、公民館や地域協議会等を主体とした取り組みへと継承し、地域づくりのための人材育成を進めます。

また、住民グループの様々な構想や知恵、提案を大切に、それを活かした地域づくりを支援します。

さらに、男女が共に能力や個性に応じて、積極的にまちづくりに参加できるよう、男女共同参画社会の実現を図り、あらゆる場面で住民が主役のまちづくりを目指します。

---

<sup>1</sup> 伝承：古くからある慣習や風俗、信仰、伝説、技術や知識などを受け継いで後世に伝えていくこと、もしくは、そのように伝えられた事柄や物。

## （6）安全で快適に暮らせるまちづくり

火災や自然災害から住民の生命や財産を守るため、消防施設の整備を進めるとともに、消防組織の体制の充実や自主防災組織の育成、防災拠点施設などの整備を進めます。

また、社会情勢や生活様式の変化により、多様化している住民ニーズに対応した、誰もが使いやすい道路、公共交通機関、情報基盤、上下水道の充実を図るとともに、遊休施設の有効活用や既存施設の多目的利用を推進します。

## （7）ふるさとの自然を守り、文化的景観の息づくまちづくり

本町の豊かな自然は、地域に様々な恵みをもたらし、住民の生活に潤いと癒しを与えてくれます。この自然を後世に引き継いでいくため、山林や河川などの自然環境の保全、すべての資源を有効活用する循環型社会<sup>1</sup>の構築や新エネルギーなどによる低炭素社会<sup>2</sup>の実現を推進します。

また、世界で唯一現在も操業し、匠の技を今に残す「たたら製鉄」により形成された文化的景観を保全し、次代へ継承します。

<sup>1</sup> 循環型社会：天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のこと。

<sup>2</sup> 低炭素社会：温室効果ガスである二酸化炭素の排出を大幅に削減した社会。



第5章 施策体系

本計画において展開する施策の体系を整理すると以下のようになります。

●**まちの将来像**  
まちのイメージです。

**心豊かで潤いと活力のある奥出雲** ～笑顔と語り、元気あふれるまちづくり～

●**基本理念**  
まちづくりの理念です。

I 活気に満ちた元気なまち  
(産業・雇用・定住・観光)

II 心豊かに語りあえるまち  
(保健・医療・福祉・教育・文化・子育て)

III 潤いにあふれ笑顔で暮らせるまち  
(地域コミュニティ・基盤整備・環境)

●**基本目標**  
施策展開の指標・柱となります。

豊かな地域資源を活かした産業の振興によるまちづくり

ホスピタリティによる観光振興のまちづくり

元気で健やかに暮らせるまちづくり

安心して子育てができ、歴史と文化を大切にするまちづくり

協働による住民のためのまちづくり

安全で快適に暮らせるまちづくり

ふるさとの自然を守り、文化的景観の息づくまちづくり

●**施策の内容**  
各分野ごとにまちづくりの施策を展開していきます。

- 工業の振興
- 農林畜産業の振興
- 商業の振興
- 雇用・定住の促進
- 地域資源の活用による産業の創出

- 観光の振興

- 保健福祉の充実
- 医療体制の充実

- 教育の充実
- 人権教育と文化・スポーツの振興
- 子育て環境の充実

- 地域コミュニティづくりの推進
- 男女共同参画社会の推進

- 消防防災体制の充実
- 安全対策の推進
- 公共施設の活用
- 生活基盤整備の推進

- 環境・景観保全の推進

# 第3部

## 基本計画



# 第1章 第1節

## 豊かな地域資源を活かした 産業の振興によるまちづくり

複合化する産業構造や多岐にわたる消費者ニーズに対応し、本町の農商工業がもつ伝統技術やブランド力などの優位性を連携させ、相乗効果を発揮し、消費者層の拡大や新商品の開発、新たな事業の起業を進め、産業振興を図ります。

## 第1 工業の振興

## 1 工業の振興

## 【現状と課題】

本町の工業は、古くはたたら製鉄に端を発し、地場産業である雲州そろばんや木工芸により支えられてきました。

たたら製鉄は、真砂砂鉄と中国山地の豊富な山林資源を原料に、三昼夜をかけて操業し、「玉鋼」や和鉄を生産していました。その生産は明治中期まで続き、日本の需要の半分を占めていました。明治中期以降、洋式近代高炉や安い洋鉄<sup>1</sup>に押され、衰退を余儀なくされましたが、日本刀の原料となる「玉鋼」が不足したことから、昭和52年に鳥上木炭銑工場で復活し、現在に至っています。

良質の鉄が製造されたことから優れた刃物製造の技術が生まれ、その刃物を使って堅い木を削る加工技術が育ち、そろばん製造が始まりました。昭和60年には国の伝統的工芸品<sup>2</sup>に指定され、平成6年からはタイ王国とのそろばん交流事業が始められました。しかし、小学校の学習指導要領<sup>3</sup>の改訂や電子計算機器の普及により、そろばん離れが進み、最盛期には全国の約70%のシェアを誇っていたその生産量は、急速に落ち込んでいます。また、そろばん製造により培われた木材加工技術を用い、木工芸品の製造も盛んに行われてきましたが、安価で大量生産される家具に押され、その生産量も減少しています。

また、町内企業の多くは、小規模かつ零細な企業ですが、全国や世界市場に通用する独自の高い技術を持つ企業もあります。地域産業振興のため、異業種間の交流を促進し、情報交換や企業同士の協力関係を構築する必要があります。

さらに、現在町内には9社の誘致企業があり、従業員数は700人余りと、新規学卒者やUIターナーの地元雇用や地域の定住に貢献しています。工業統計調査による総生産額は平成20年で約230億円に達していますが、世界的金融危機や急速な円高の進行、原油などの原材料費等の高騰などにより、企業を取り巻く経営環境は悪化してきており、新たな企業の誘致は厳しい状況です。町内の大手製造業の撤退による空き工場が発生し問題となっていました。平成18年には、その空き工場を町が取得改修し、貸し工場として活用するなど、新たな取り組みを行っています。

事業所数・従業者及び製造品出荷額等の推移

(単位：事業所、人、万円)

	平成14年	平成16年	平成18年	平成20年
事業所数	61	59	52	54
従業者数	1,310	1,311	1,359	1,252
現金給与額	364,661	384,685	397,840	407,678
年間出荷額等	1,610,630	1,597,573	1,856,140	2,293,954

(奥出雲町過疎地域自立促進計画)

1 洋鉄：西洋式近代製鉄法により生産された鉄。

2 伝統的工芸品：伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年5月25日、法律第57号）に基づいて経済産業大臣により指定された日本の伝統工芸。

3 学習指導要領：文部科学省が告示する教育課程の基準。

#### 【基本方針】

産業の担い手の育成を進め、労働力の確保を図り、企業活動の環境を整備し、定住を促進します。

地場産業の体質強化に努めるとともに、伝統工芸技術の活用による消費者ニーズに対応した新商品の研究開発を促進します。また、そろばん工芸や伝統木工芸の成り立ちなど伝統工芸の保存・継承を進めます。

高い技術力を持つ地域産業の活性化のため、引き続き社会基盤の整備を進め、異業種間の情報交換を促進し、企業間の協力体制の構築を支援します。また、新規雇用創出のため企業情報の発信を積極的に展開します。

企業誘致については、空き工場の有効活用や広大な開発農地と関連した地域資源活用型の食品加工産業や先端技術型産業、研究開発型企业など今後の発展が大いに期待でき、若者に魅力ある産業の誘致活動を展開します。地場産業や地域産業、誘致企業のネットワーク化を図り、集団化・協業化<sup>1</sup>を支援します。

#### 【今後の取り組み】

##### （地場産業の振興）

そろばん産業については、「そろばんの教育効果」の有用性をアピールし、需要を喚起するとともに学校教育での活用について検討します。また、国の伝統的工芸品に指定されたその製造技術の継承や後継者育成を支援します。

さらに、木工芸品については、事業者や関係団体との連携により消費者ニーズの把握に努め、新たな商品開発を行い、基盤強化が図られるよう支援します。

##### （地域産業の振興）

引き続き社会基盤の整備を進め、地域産業を支援します。また、高い技術力により、全国や世界規模で事業展開している企業の紹介や、企業連絡協議会による学習会や交流会、情報交換の場などを企画し、新規商品の開発や新たな販路の開拓など、企業活動の促進を支援します。

##### （後継者等の育成）

地域の工業の育成を図るため、関係団体と連携を図り、次の世代を担う人材を系統的に育成するとともに、経営基盤の強化を支援します。

<sup>1</sup> 協業化：複数の人手や経営体が協力して生産活動等に従事すること。

第2 農林畜産業の振興

# 1 農業生産基盤整備の推進

## 【現状と課題】

全国ブランドとして高い評価を得ている「仁多米」を中心とする本町の農業は、約2,200haの経営耕地面積をもつ水田と、約290haの国営農地開発事業により整備された畑地によりその大部分が形成されています。

水田では、高度で効率的な農業生産を促進するため、基盤整備事業に積極的に取り組み(水田の約70%について事業実施)、生産基盤の拡大、大型高性能機械の導入による作業効率の向上、省力化を推進してきました。

しかし、米の計画的生産、米価の下落、農畜産物価格の低迷などに加え、基盤整備に係る負担金の償還や流通経費の高騰、兼業化による機械設備への過剰投資など、生産コストの低減につながっていません。今後は、更なる経営規模の拡大と効率化を図る必要があります。

また、昭和48年から設計が始まった横田地域の国営農地開発事業は、24年の歳月をかけて平成8年に完了しました。農業生産基盤の拡大に大きな役割を果たしましたが、造成畑は風化花崗岩(マサ土)地帯にあり地力が極端に弱く、作物の生産量が向上しないため、土づくり対策を実施してきました。しかし、未だ十分とは言えず、引き続き土づくり対策を進める必要があります。

国営農地開発事業の事業完了に伴い、平成12年度から事業費負担金の償還が始まっています。本町では農家負担の軽減のため、担い手育成支援事業と平準化事業を導入し、助成金の支援と償還期間延長など償還額の軽減対策を図っています。しかし、一部農家では事業費負担金の滞納が発生しており、この解消のための対策が必要です。

経営耕地規模別農家数 (単位：戸、ha)

	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
総農家数	3,113	3,042	2,956	2,675	2,574	2,135	1,903
0.5未満	734	769	741	595	591	316	317
0.5～1.0	1,003	1,053	964	963	905	893	841
1.0～1.5	962	849	800	726	683	571	449
1.5～2.0	340	286	320	262	250	212	175
2.0以上	74	85	131	129	145	143	121

(農林業センサス)

生産農業所得の推移 (単位：千円、%)

		昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
農家1戸当り	島根県	680	525	396	599	607	393	452
	伸率	—	▲22.8	▲24.6	51.3	▲35.3	▲35.3	15.0
奥出雲町	757	582	441	800	627	399	549	
	伸率	—	▲23.1	▲24.2	81.4	▲21.6	▲36.4	37.6
耕地10a当り	島根県	90	69	53	73	74	47	51
	伸率	—	▲23.3	▲23.2	37.7	▲1.4	▲36.5	8.5
奥出雲町	75	55	42	71	55	35	45	
	伸率	—	▲26.7	▲23.6	69.0	▲22.5	▲36.4	28.6

(島根県農林水産統計年報)

### 【基本方針】

安定した農業経営を実現するため、水田については、引き続き農業生産基盤の整備を進め、農地の荒廃化や遊休化の防止を図ります。また、土地の有効利用、観光農業、特産品の開発や施設栽培など付加価値の高い農業への転換を支援します。

開発農地については、引き続き土壌熟化対策、栽培技術の向上、新規作物の選定・導入を行い、生産性の向上と団地の作物別の再編成を進め開発営農の定着、消費者ニーズに即した作物生産や加工製品の開発、販路開拓に向けた取り組みを支援します。

### 【今後の取り組み】

#### （仁多米の振興）

「仁多米」について、奥出雲仁多米株式会社や株式会社仁多堆肥センターを中心に、引き続きそのブランド力の強化を図るとともに、高い品質を確保し、他産地に負けない生産・販売体制の確立に努めます。

また、もち米による農家所得の向上を図るため、平成21年度より稼動しているもち加工所の生産販売体制を支援します。

#### （農地の保全と活用）

効率的で安定した農業生産と農地の持つ多面的機能を維持するため、農地の保全に努めます。

また、農地の集積や機械・設備の共同利用、農作業の受委託、集落営農等を支援し、農地の荒廃化や遊休化の防止に努めます。

#### （有害鳥獣<sup>1</sup>対策の推進）

イノシシなどの有害鳥獣による農作物被害を防止するため、関係団体との連携により、捕獲活動や被害防止施設の設置に対して支援を行います。

#### （開発農地の利活用）

開発農地における農家所得向上のため、引き続き土壌熟化対策、栽培技術の向上及び新規作物の選定・導入を行い、生産性の向上と団地の作物別の再編成を進め、開発営農の定着や消費者ニーズに即した作物生産や加工製品の開発、販路開拓に向けた取り組みを推進します。

<sup>1</sup> 有害鳥獣：農林水産物等に被害を与えたり、生活環境等を悪化させる野生鳥獣。

第2 農林畜産業の振興

## 2 営農組織の強化と担い手の育成

### 【現状と課題】

本町の農家戸数は、昭和50年の3,117戸から平成17年には1,903戸と1,214戸(38.9%)減少しており、第2種兼業農家<sup>1</sup>数は全農家数の77.6%を占めています。また、農業就業人口も、昭和50年の5,369人から平成17年には2,671人と2,698人(50.3%)減少しています。年齢別農業就業人口の推移を見ると、64歳までの階層が大きく減少しており、今後も農業就業人口の減少や高齢化の進行、農地の荒廃化や遊休化が進むものと予想されます。

しかし、本町の農家率は39.0%、総人口に占める農家人口は50.8%と、地域産業に占めるウエイトは大きく、農業の活性化は、本町の産業振興を図る上で極めて重要です。

農業の活性化を図るためには、地域の環境変化に対応した生産構造や担い手構造の見直し、価格競争力のある作物の選択・導入、一次産品の高付加価値化など、地域間競争に打ち勝つ産地体制の確立が重要です。

平成17年度から町内建設業者をはじめ現在7社が農業参入し、農業の新たな担い手となっています。企業の持つ人材や機材、技術を農業分野へ投入することは、地域農業の活性化と企業側の新たな収入源の確保につながっています。

農家数の推移

(単位：戸、人)

	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	
農家数	総数	3,117	3,042	2,956	2,675	2,574	2,135	1,903
	専業	155	236	269	259	266	214	245
	1種兼業	1,169	790	459	286	299	153	182
	2種兼業	1,793	2,016	2,228	2,130	2,009	1,768	1,476
農家人口	14,168	13,563	13,235	11,944	11,168	10,376	8,033	
農業就業人口	5,369	4,707	4,378	3,930	3,498	2,918	2,671	
	65才以上	1,120	1,180	1,370	1,648	1,919	1,906	1,865
基幹的従事者数	652	1,180	2,342	2,066	1,657	1,448	1,753	
	65才以上	168	195	520	698	809	894	1,269

(農林業センサス)

年齢別農業就業人口の推移

(単位：人)

	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
16～19歳	125	82	63	96	120	101	97
20～29歳	287	169	119	55	26	36	40
30～39歳	563	371	320	191	116	65	33
40～49歳	1,264	801	440	292	226	141	86
50～59歳	1,404	1,481	1,240	830	499	314	286
60～64歳	606	623	826	818	592	355	264
65歳以上	1,120	1,180	1,370	1,648	1,919	1,906	1,865
計	5,369	4,707	4,378	3,930	3,498	2,918	2,671

(農林業センサス)

<sup>1</sup> 第2種兼業農家：世帯員のなかに兼業従事者が1人以上おり、かつ兼業所得の方が農業所得よりも多い農家。

【基本方針】

本町の基幹産業である農業の振興を図るため、農用地の流動化を促進し、認定農家等への集積を支援します。

また、新しい農業の担い手として農事組合法人や株式会社等の多様な形態の農業生産法人、その他組織経営体の設立を促し、個別農家も含め経営感覚に優れた農業経営体の育成・強化に努めます。

さらに、専門的知識や技術を持った質の高い農業者の育成確保、営農意欲のある若者の就農を促進するため、体験・研修・就農機会を確保します。

【今後の取り組み】

(多種多様な担い手の育成)

農家や集落が地域の実情にあった担い手を確保するため、情報収集や周知を行い、支援体制の充実を図ります。

また、農業分野への新規参入者を積極的に受け入れ、担い手育成のための体験農業や研修、就農機会を確保します。

さらに、農外企業による農業参入について、各種情報提供や支援施策体制を継続します。

(営農体制の支援)

安定した農家所得と農家負担軽減のため、奥出雲仁多米株式会社をはじめとする農業関係の第3セクターによるカントリーエレベーター<sup>1</sup>などの施設運営等を通じて、引き続き積極的に支援します。

また、より積極的な消費・流通展開を図るため、関係団体と連携し、農業者の経営指導などを支援します。

<sup>1</sup> カントリーエレベーター：米の乾燥機とサイロとをエレベーターでつないだ大型倉庫のこと。籾を大型乾燥機でほどよく乾燥させ、乾燥した籾を温度や湿度を管理したサイロで貯蔵し、籾摺りをして全国各地に出荷する。

## 第2 農林畜産業の振興

## 3 畜産業の振興

## 【現状と課題】

畜産は、本町の重要振興作目であり、肉用牛は増体・肉質とも優れ、その銘柄は「仁多牛」として全国的にも高い評価を得ています。

本町ではJAと協力しながら、繁殖から肥育生産までの地域内一貫経営体制の構築による高付加価値化を目指し、肥育センターや加工所、直売所、繁殖育成牧場の整備を行うとともに、町営牧場の設置と広域営農指導拠点施設の整備により、飼育管理指導並びに低コスト生産を推進しています。

しかし、最近の畜産経営の状況は、牛肉の輸入自由化や子牛価格の低迷、飼育農家の高齢化・兼業化などにより飼育戸数、飼育頭数とも減少する傾向にあります。

また、平成13年9月に発生した「牛海綿状脳症<sup>1</sup>」以後の価格暴落は回復しましたが、平成21年4月に宮崎県で発生した「口蹄疫<sup>2</sup>」などの影響による消費者の牛肉離れ、農畜産物の偽装表示問題など、畜産農家は依然として厳しい経営をしいられています。

そのため、今後も引き続き畜産農家の経営改善や生産性の向上と基盤確立に向けた施策の推進と、後継者の育成を図る必要があります。

また、「仁多牛」の完熟堆肥は、全国ブランドとして高い評価を得ている「仁多米」の生産に欠かすことのできない地域資源であり、「仁多米」ブランド振興のためにも、畜産業の振興を図る必要があります。

乳用牛・肉用牛の飼養農家数及び飼養頭数の推移 (単位：戸、頭)

		昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
乳用牛	飼養農家数	62	57	48	39	31	21	19
	飼養頭数	409	537	558	557	566	429	309
肉用牛	飼養農家数	1,826	1,633	1,439	1,213	866	494	303
	飼養頭数	5,896	4,168	4,432	4,110	3,348	2,188	1,685

(農林業センサス)

<sup>1</sup> 牛海綿状脳症：TSE（伝達性海綿状脳症：Transmissible Spongiform Encephalopathy）という、未だ十分に解明されていない伝達因子(病気を伝えるもの)と関係する病気のひとつで、牛の脳の組織にスポンジ状の変化を起こし、起立不能等の症状を示す遅発性かつ悪性の中樞神経系の疾病。

<sup>2</sup> 口蹄疫：口蹄疫ウイルスが原因で、偶蹄類の家畜（牛、豚、山羊、綿羊、水牛など）や野生動物（ラクダやシカなど）がかかる病気。口蹄疫に感染すると、発熱したり、口の中や蹄の付け根などに水ぶくれができていたりするなどの症状がみられる。口蹄疫にかかると、子牛や子豚では死亡することもあるが、成長した家畜では死亡率が数%程度といわれている。しかし、偶蹄類動物に対するウイルスの伝播力が非常に強いので、他の偶蹄類動物へうつさないようにするための措置が必要。

【基本方針】

畜産農家の経営安定を図るため、関係団体と連携し、優良品種の確保や血統改良などにより取引価格の向上に努めます。

また、一層の耕畜連携<sup>1</sup>を進め、畜産業の振興を図ります。

【今後の取り組み】

(仁多牛の生産基盤の維持拡大)

仁多牛の生産基盤の維持拡大を図るため、関係団体と連携を図り、繁殖育成牧場や肥育センターによる地元子牛の買い支えを行い、子牛価格を向上させ、畜産農家の経営安定に努めます。

(優良牛の確保)

優良血統牛の確保による畜産業の振興を図るため、優良雌子牛の積極的な地元保留による基礎雌牛群の整備を進めるとともに、受精卵移植技術の活用による血統改良を支援します。

(耕畜連携の推進)

良質な堆肥を施用した循環型農業により、「仁多米」のより一層のブランド化を進めるため、堆肥センターの充実を図り、耕畜連携による畜産振興を目指します。

<sup>1</sup> 耕畜連携：米や野菜等を生産している耕種農家へ畜産農家から堆肥を供給したり、逆に転作田等で飼料作物を生産し、畜産農家の家畜の飼料として供給する等、耕種サイドと畜産サイドの連携を図ること。

## 第2 農林畜産業の振興

# 4 安全安心な農畜産物の生産

### 【現状と課題】

本町は、有機質に富む肥沃な土壌と昼夜の温度差等自然条件に恵まれ、銘柄米「コシヒカリ」を中心に「仁多米」の産地として知られています。

産地間競争に負けないブランド化の確立や安全安心な米づくりのため、椎茸や舞茸の廃ホダと、仁多牛の完熟堆肥による有機資源を肥料とし、環境にやさしい循環型農業を推進しています。この取り組みが評価され、平成15年度に開催された第9回全国環境保全型農業推進コンクールにおいて、農林水産大臣表彰を受賞しました。

近年、消費者の食に対する意識が高まっており、農畜産物に対する安全性や農村環境の保全など環境に配慮した農業の推進が重要です。

今後は、更なるブランド化の確立のため、環境保全型農業<sup>1</sup>への理解と推進を図り、より一層の品質向上と安全安心な農畜産物の生産を目指すとともに、消費者ニーズに対応した体制・設備を整備し、積極的に情報発信する必要があります。

### 【基本方針】

安全安心な農畜産物を提供するため、環境に負荷の少ない農業経営を推進します。家畜の糞尿などから良質な堆肥を生産・利用する循環型農業の推進、更には景観保全や生態系<sup>2</sup>に配慮した農村づくりなど、農業農村の持つ多面的な機能を発揮した環境にやさしい農業を推進します。

### 【今後の取り組み】

(安全安心な農畜産物の生産)

「仁多米」を中心とする奥出雲ブランドの農畜産物を提供するため、引き続き循環型農業などを推進し、生産体制の確立に努めます。

また、有機栽培や特別栽培<sup>3</sup>（減農薬、減化学肥料）による農畜産物の生産について、普及啓発を図るとともに、環境にやさしい農業への取り組みを推進します。

<sup>1</sup> 環境保全型農業：農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。

<sup>2</sup> 生態系：ある一定の区域に存在する生物と、それを取り巻く非生物的環境をまとめ、ある程度閉じた一つの系。

<sup>3</sup> 特別栽培（農作物）：その農産物が生産された地域の慣行レベル（各地域の慣行的に行われている節減対象農薬及び化学肥料の使用状況）に比べて、節減対象農薬の使用回数が50%以下、化学肥料の窒素成分量が50%以下、で栽培された農産物。

## 第2 農林畜産業の振興

# 5 交流による農村の活性化

### 【現状と課題】

都市との交流は、産業や経済、文化など幅広い分野で地域の活性化や自立促進だけでなく、双方の住民にとって有益な体験であり、本町へ移住するきっかけになります。

本町の資源や歴史、文化遺産などを産業や観光と有機的に結びつけ、「奥出雲らしさ」という共通認識と創意工夫により、地域資源を最大限に活用していくまちづくりが重要です。

本町では、全国ブランドである「仁多米」を活かした消費者交流を促進するため、平成13年度に古民家を改修した「ふれあい交流館」に、著名な料理研究家を館長に迎え、「一味同心塾」と称して、「食と農」をテーマとした体験・交流事業を展開し、全国に情報発信しています。

また、近年では、民間団体を中心に国営開発農地での農業体験を通じた交流や、豊かな自然の中での体験学習などが盛んに行われており、交流の形態は多様化しています。

### 【基本方針】

農業農村に対する理解を深めるため、農業体験などの機会を増やし、生産者と消費者、都市住民と農村住民、高齢者と若年者等多様な交流活動を推進します。

また、交流活動を通して、奥出雲ブランドの情報発信を積極的に展開し、農業以外の産業への波及効果の創出を図ります。

### 【今後の取り組み】

(交流活動の促進)

農作業体験などによる都市住民との交流活動を進めるため、受け入れのための人材育成やイベントの開催、情報発信を積極的に展開します。

また、田舎暮らしなどの体験を通し、定住につながるよう交流活動を支援します。

## 第2 農林畜産業の振興

## 6 林業生産基盤整備の推進

## 【現状と課題】

本町は、町全体の83.7%を山林が占めています。そのうち93%が民有林であり、スギ・ヒノキを主体とした人工林の面積は16,373haにのぼります。これらの人工林は、枝打ちや間伐<sup>1</sup>などの保育施業を必要としますが、木材価格の低迷や経費の高騰、投資資金の回転率の悪さなどから、独立行政法人森林総合研究所・社団法人島根県林業公社・本町等の分収造林地以外は十分な保育施業が進んでいません。

また、特用林産物<sup>2</sup>の振興を図るため、菌床<sup>3</sup>椎茸や舞茸栽培用のオガコの原料となる広葉樹を計画的に伐採し、伐採後の更新を行っていく必要があります。

そのほか作業道の開設や高性能林業機械の導入など生産基盤の整備を行ってきましたが、他産業に比べ厳しい労働環境から、林業従事者の減少と高齢化が進んでいます。そのため、引き続き生産基盤を整備し、労働条件の改善や林業技術者の養成など担い手の育成確保を図る必要があります。

## 【基本方針】

地球温暖化問題や本町の新たな産業おこしの地域資源として注目されている山林の環境を保全するため、引き続き路網<sup>4</sup>整備や高性能林業機械の導入など生産基盤の整備を進め、林業従事者の労働条件の改善を図ります。

また、水源のかん養や国土の保全といった山林の持つ公益的機能を高度に発揮・維持させていくために、適切な保育施業及び管理に努めます。

<sup>1</sup> 間伐：生長過程で過密となった森林に対して、本数を減らすために抜き切りをする作業。

<sup>2</sup> 特用林産物：食用とされる「しいたけ」、「えのきたけ」、「ぶなしめじ」等のきのこ類、樹実類、山菜類等、非食用のうるし、木ろう等の伝統的工芸品原材料及び竹材、桐材、木炭等の森林原野を起源とする生産物のうち一般の木材を除くものの総称。

<sup>3</sup> 菌床：オガクズなどの木質基材に米糠などの栄養源を混ぜた人工の培地。

<sup>4</sup> 路網：森林の適切な整備及び保全を図り、効率的かつ安定的な林業経営を確立するためなどに必要な林道や作業道、作業路。

### 【今後の取り組み】

#### （山林資源の保全と活用）

山林のもつ多面的な機能を維持し、里山<sup>1</sup>の景観保全を図るため、山林作業に必要な基盤整備を進め、荒廃山林の解消に努めます。

また、木材製品や「奥出雲椎茸」として全国に流通している椎茸栽培用の菌床ホダ木など、多様な用途をもつ木材資源の活用を通して、地域産業の活性化を図ります。

#### （担い手の育成）

森林施業の中核的役割を担う森林組合の経営基盤の強化を促し、林業従事者の確保や育成をするとともに、意欲と実行力のある林業関係者についても支援します。

---

<sup>1</sup> 里山：集落、人里に隣接した結果、人間の影響を受けた生態系が存在する山。

第2 農林畜産業の振興

## 7 林業活性化の推進

### 【現状と課題】

本町では、昭和 61 年に豊富な地域資源である林産材を活用した地域産業おこしとして、菌床による椎茸栽培を始めました。現在では「奥出雲椎茸」として全国でも有数の生産地となっています。

しかし、椎茸栽培農家の高齢化に伴い生産農家が減少しており、今後も引き続き特用林産物を振興するためには、担い手の育成と生産体制の整備が必要です。

一方、平成 20 年には、仁多郡森林組合を含む斐伊川流域の 6 森林組合が協議会を設立し、県内の大手合板メーカーへ原木を供給する新たな取り組みが行われています。

また、利用間伐の推進に向けて路網整備は必要不可欠であり、路網整備を充実させながら間伐事業を含めた森林整備を推進する必要があります。

近年、全国的に松くい虫<sup>1</sup>やナラ枯れ<sup>2</sup>などにより里山の景観破壊が進んでいます。様々な要因がありますが、その一因として山林整備が十分に進んでいないこともあげられます。豊かな自然を目的として来町される観光客も多く、本町の観光産業にとっても森林景観を保全することは大変重要です。

その他、山林資源を木質バイオマスとして活用し、化石燃料<sup>3</sup>の代替燃料として利用する計画もあり、山林資源の多目的活用を図ることは、山林の適正管理や用材利用の拡大等、林業の活性化のみならず、雇用創出や地域活性化が期待できます。

---

<sup>1</sup> 松くい虫：「マツノザイセンチュウ」という体長 1mm にも満たない線虫が松の樹体内に入ることによって引き起こされる。その線虫を松から松へ運ぶのが「マツノマダラカミキリ」というカミキリ虫。

<sup>2</sup> ナラ枯れ：カシノナガキクイムシ（カシナガ）が媒介するナラ菌により、ミズナラ等が集団的に枯損すること。

<sup>3</sup> 化石燃料：石油、石炭、天然ガスなど地質時代にかけて堆積した動植物などの死骸が地中に堆積し、長い年月をかけて地圧・地熱などにより変成されてできた有機物の化石のうち、人間の経済活動で燃料として用いられているもの。

【基本方針】

連年、成長する人工林から安定した木材生産を行う循環型林業（植えて・育て・伐って・植える）の構築を進め、適地適木による計画的な山林施業により健全な山林を育成します。

また、山林資源を活用した新たな産業おこしにより地域の活性化を図るため、木質バイオマスによるエネルギー化を進めます。

そして、広葉樹林も積極的に活用し、菌床椎茸や舞茸栽培用菌床ホダ木の生産品質の向上及び安定的供給を図ります。

一方、地域産出材のクラフト<sup>1</sup>材料としての利用や森林オーナー制度、レクリエーションの場としての活用など、地域の産業や観光と結びついた山林の多面的活用について検討します。

【今後の取り組み】

（木質バイオマスによるエネルギー化の推進）

山林資源を活用した新たな雇用創出のため、木質バイオマスによるエネルギー供給を進めます。あわせて、経済性が乏しく手入れの行き届かなかった山林の整備を進め、温室効果ガスの排出抑制や景観保全を図ります。

（特用林産の振興）

菌床椎茸や舞茸栽培用のオガコの原料である広葉樹の計画的な施業を進め、今後も良質な原料を提供し、地域経済の振興を図ります。

また、椎茸栽培農家の担い手の育成について、積極的な支援を進めるとともに、生産体制の充実を図ります。

（山林の多面的利用）

木材の高付加価値化のため、そろばんや木工芸などの伝統産業で培われた高度な加工技術を用いた工芸品などの利用を検討するとともに、里山全体を観光や交流の場としての活用を図ります。

<sup>1</sup> クラフト：工芸。

## 第3 商業の振興

## 1 商業の活性化

## 【現状と課題】

本町の商業は、事業所数、従業員数、販売額とも減少傾向に歯止めがかからない状況にあります。

卸売業では販売額の大きい全国規模の小売店舗等への卸売の機会に恵まれず、地域の商店は地域住民の憩いや交流を促す賑わいの場として、地域コミュニティを維持、発展させてきましたが、少子高齢化やライフスタイルの変化などに伴う消費者ニーズの多様化への対応が遅れ、購買者の減少や後継者不足と相まって厳しい現実と直面しています。

これからも地域コミュニティの希薄化や買い物弱者<sup>1</sup>（買い物難民）の増加が予測され、身近に買い物ができる地域の商店は地域住民（特に高齢者）にとって必要不可欠な存在です。

今後の商業は、消費者の動向を踏まえ、消費者ニーズに対応した新しい魅力を付加し、特徴づける必要があります。

小売業における商店数・従業者数・年間商品販売額及び売場面積

(単位：店、人、万円、㎡)

	昭和60年	昭和63年	平成3年	平成9年	平成14年	平成19年
商店数	357	360	342	306	300	250
従業者	1,032	1,080	1,023	1,000	1,115	863
販売額	1,264,165	1,359,611	1,509,865	1,592,918	1,581,340	1,067,449
売場面積	12,662	12,334	14,690	16,208	16,802	17,792

(商業統計調査)

## 【基本方針】

魅力と賑わいのある空間創出のため、地域と行政が協働し、店舗の集約化、共同化、駐車場の整備など集客力の向上を図るとともに、商圈内生活者や観光客等に対応したまちづくりを進め、商業の活性化を推進します。

また、商工会等との連携を強化し、ソフト面での経営の充実や設備・施設の近代化、経営管理の合理化等による企業体質の強化を支援します。

<sup>1</sup> 買い物弱者：流通機能や交通網の弱体化とともに、食料品等の日常の買い物が困難な状況に置かれている人々のこと。

**【今後の取り組み】**

(商業活性化の促進)

多様化する消費者のニーズにあった商業を振興するため、事業主はもとより住民や関係団体が連携して、消費者が利用しやすい環境の整備や商店と公共施設を結ぶ交通手段の検討、宅配サービスなどの利便性の向上について支援します。

(商業経営者の育成)

消費者ニーズの把握、経営の近代化や合理化による経営力の強化を図り、関係団体と連携しながら地域商業者の人材育成を支援します。

### 第3 商業の振興

## 2 流通網の整備

#### 【現状と課題】

流通とは、生産者などから消費者へ向けて、物・貨幣・情報が流れることです。

本町では、商業が衰退傾向にあり、社会情勢や社会構造の変化を敏感にとらえ、迅速に行動することが重要です。

今後、人口減少や少子高齢化が進み、更なる高齢社会の到来が予測されますが、そこに新たなニーズが期待できます。

また、地球温暖化問題や環境に配慮した省エネルギー<sup>1</sup>、リサイクル<sup>2</sup>、環境負荷の少ないアイテムも注目されます。

#### 【基本方針】

更なる高齢化が予測されるなか、テレビ電話による高齢者買い物支援システムなどを活用し、町内での買い物の利便性を向上させ、消費の活性化を図り、流通活動を促進します。

また、町内産業活性化のため、町内主要幹線道路網の改良整備を積極的に進め、流通コストの低減が図られるよう支援します。

#### 【今後の取り組み】

(買い物の利便性の向上による町内消費の拡大)

町内の高齢者世帯に設置したテレビ電話による買い物支援システムを使い、高齢者の日常の買い物の利便性を向上させ、町内消費の拡大を図ります。

(物流体制の整備)

町内で生産、製造された産品や商品を消費者や市場へ、いち早く流通させるため、近隣都市へのアクセス道路である国県道の改良整備を関係機関へ強く要望します。

<sup>1</sup> 省エネルギー：エネルギーを効率的に使用したり、余分なエネルギーの消費を抑えることによって、エネルギーの消費量を削減すること。

<sup>2</sup> リサイクル：廃棄物を再生利用すること。また、再生利用は、マテリアルリサイクルとサーマルリサイクルに区分することができ、材料としてリサイクルする場合をマテリアルリサイクル、熱の有効利用を行う場合をサーマルリサイクルとして区別している。

## 第4 雇用・定住の促進

# 1 雇用環境の整備

### 【現状と課題】

全国的には景気回復の兆しが見えてきていますが、本町の雇用情勢は、町内産業全般的な景気の低迷や働き口を求め都市部への人口流出による人口減少、少子高齢化などにより、依然として厳しい状況にあります。製造業を中心に生産拠点が海外へシフトしており、町内への新たな企業誘致は難しく、本町の主要な産業である建設業も、町が積極的に公共工事を発注しているものの、国や県の方針により、その事業量は減少傾向にあります。農林畜産業やその他の地域産業を取り巻く状況も厳しく、労働力の高齢化により生産効率が落ち込んでいます。誘致企業として町内へ進出してきた企業の中には、撤退する企業もでています。

こうした厳しい経済情勢のなか、本町には世界的な技術を持った地元企業や全国的に知名度の高い農林畜産物、膨大な賦存量を有する山林資源、充実した情報通信基盤などの地域資源が豊富にあり、これらの地域資源を活用した産業の振興による雇用の場の確保が望まれます。

また、就労機会の確保が困難な中ではありますが、労働者の就労環境を守っていくことは、企業イメージや生産力の向上につながります。町内企業の実態を把握し、関係機関と連携しながら労働に関する諸法令や適正な就労環境の必要性を普及啓発することが必要です。

さらに、少子高齢化により労働力の不足が懸念されるなか、高齢者や女性を貴重な労働力として活用する雇用環境、就労形態の整備が必要です。

### 【基本方針】

地域資源の活用と農商工連携を進め、雇用の場の創出を図ります。

また、誰もが、ともに安心して就労できるよう、仕事と家庭の両立を支えるための環境整備を進めます。そして、職業生活と家庭生活のバランスがとれた就労環境の整備に向けて、ニーズに対応した雇用の促進を支援します。

さらに、女性や中高年齢労働者、障がい者の就労機会の拡大のため、啓発活動を促進します。

**【今後の取り組み】**

(地域資源を活用した雇用の場の確保)

農林畜産物のブランド化を進め、農家所得の向上を図り、就農者を支援します。また、地場産業や地域産業、誘致企業間の情報共有化や集団化、協業化を支援します。

豊富な山林資源を活用した木質バイオマスを活用した新たな産業おこしを進め、雇用の場の創出を図ります。

(職場環境の整備)

働きやすい職場環境の整備のため、事業者や関係団体、行政が一体となって、啓発活動や各種研修会などの取り組みを進めます。

(新たな労働力の確保)

生産労働人口を増やし、産業振興を図るため、柔軟で多様な就労形態を構築し、女性や高齢者、障がい者の就業機会の拡充に努めます。

## 第4 雇用・定住の促進

# 2 定住対策の推進

### 【現状と課題】

本町は、道路網や情報通信基盤などの社会資本整備を積極的に進めてきました。車社会である現在、1時間圏内で周辺都市部や高速道路のインターチェンジへアクセスでき、自宅にいながら高度情報化社会に即応した情報を享受することができます。そのほか、教育医療関係施設も充実しており、ソフト面においてもテレビ電話を使った高齢者世帯の見守り活動や空き家バンク制度、無料職業紹介所の設置、幼保一元化による幼稚園の整備、多子世帯に対する保育料や医療費の軽減施策などを実施しています。

平成22年5月に実施した町民満足度調査で、企業誘致や就労機会の確保がアンケート結果の中で重要度が最も高く、満足度が最も低い結果となるなど、定住施策を進めていく上で、雇用の場の確保が最も大きな課題といえます。

### 【基本方針】

雇用創出を図るため、町内産業の振興を支援します。また、居住環境の整備のため、公営住宅の確保や空き家住宅の改修、町内に点在する空き家情報の収集・提供を進めます。

さらに、引き続き子育て世代の負担軽減を図るとともに、テレビ電話を使った高齢者世帯の見守り活動を進め、安心して老後が過ごせる地域づくりを目指します。

### 【今後の取り組み】

#### （雇用の場の確保）

町内で生まれ育った人やUIターン者の定住を促進するため、本町の特性を活かした産業の振興や新たなビジネスモデル<sup>1</sup>の構築、無料職業紹介所の設置等により雇用の場の確保に努めます。

#### （住環境の整備）

定住を希望する人に、町内に点在する空き家の情報を収集し仲介するとともに、必要に応じ、定住希望者のニーズに対応した空き家の改修を進めます。

また、地域住民とUIターン者のコミュニケーションを図るため、地域行事やイベントへの参加など働きかけを行います。

<sup>1</sup> ビジネスモデル：企業が行っている事業活動。

## 第5 地域資源の活用による産業の創出

# 1 産業の創出と育成

### 【現状と課題】

本町は、基幹産業である農業や地場産業、地域産業、大きな雇用の場となっている誘致企業など多くの産業により支えられてきました。今までは、それぞれが自らの努力や技術開発、経験をもとに産業を営んできました。

しかし、近年は流通網の発達や技術革新により産地の優位性が崩れ、機能面のみが重視され、商品の特色が重要視されなくなり、安価な価格で提供される海外製の製品や大量生産される画一的な商品に市場を奪われ、町内産業の中には危機的状況な産業もあります。

高い技術や優秀な人材、質の高い地域資源を有する本町の産業を振興するには、町内の産業関係者が横のつながりを密にし、情報共有だけでなく、人や自然、伝統といった地域資源を活用して他地域との差別化を図る必要があります。

また、地域を再度見直し、まだ埋もれている地域資源の掘り起こしによる新たなビジネスモデルを構築していくことも重要です。

### 【基本方針】

町内産業の育成について、地場産業や地域産業、誘致企業間の情報共有化や集団化、協業化を支援します。

また、地域資源を活用した新たな技術・商品開発等を支援します。

### 【今後の取り組み】

#### (農商工連携の推進)

これまで地域を支えてきた産業の更なる振興を図るため、町内産業が横断的に連携し、新技術や新商品、新サービスの開発等への取り組みを支援します。

また、町内事業者が情報を共有し、企業力向上のための研修などについて支援します。

#### (地産地消による食文化の創造)

他の地域に誇れるまちの食材を使ったメニュー開発や食事の提供など、町内で奥出雲の食材を味わう仕組みを作り、食による新たな地域文化の創造と産業振興を図ります。

第5 地域資源の活用による産業の創出

## 2 新エネルギー施策の推進

### 【現状と課題】

限りある化石燃料の代替として、再生可能で環境負荷の少ない新エネルギーが注目されています。代表的なものとして太陽光や風力などが挙げられます。昔から、私たちが日常的に使用している薪や木炭、練炭などは再生可能エネルギーに分類されます。これは、地球環境に負荷が少なく、地域資源の有効活用と山林環境の保全の役割を果たしています。

本町では、新エネルギーとして位置づけられるものとして、三成地区で小水力発電事業を実施しています。年間の発電量は約 170 万 kWh で、一般家庭約 470 世帯の年間消費量に相当する電力を発電しています。

また、平成 21 年度には「奥出雲町地域新エネルギービジョン」を策定し、本町における新エネルギー導入の可能性について調査しました。この調査結果を踏まえ、地域に賦存する資源を活用したエネルギーの地産地消と産業振興を進める必要があります。

また、これまで暖房や家事に利用されていた薪や木炭、練炭について、活用方法の普及啓発を図り、昔からある奥出雲の文化的利用の伝承も重要です。

### 【基本方針】

新エネルギー施策について、カーボンニュートラル<sup>1</sup>の概念を踏まえ、本町に豊富に賦存する山林資源を活用した木質バイオマスのエネルギー利用を公共施設などで進めます。

また、その他の新エネルギーについても、本町の地域特性に合った利活用方法を検討し、導入を進めます。

### 【今後の取り組み】

(木質バイオマスの利用促進)

間伐材など地域の未利用資源を木質バイオマスエネルギーとして利用し、新たな雇用創出や地域の産業振興を推進します。

また、豊富に賦存する木質バイオマス資源を活用し、エネルギーの供給源である山林の整備や他産業の活性化、環境対策の推進も支援します。

<sup>1</sup> カーボンニュートラル：何かを生産したり、一連の人為的活動を行った際に、排出される二酸化炭素と吸収される二酸化炭素が同じ量である、という概念。

(その他の新エネルギーの利用の推進)

エネルギーの地産地消を促進するため、木質バイオマス以外の新エネルギーについて、経済効率の高いものの導入を調査検討します。

また、新エネルギー利用の普及啓発を図り、エネルギーの自給率を高め、環境負荷の軽減を図ります。

# 第1章 第2節

## ホスピタリティによる 観光振興のまちづくり

もてなしの心と神話やたたら製鉄などの既存の地域資源、全国有数の食材を活用した食文化やさくらおろち湖を周遊するサイクリングコースといった新しい地域資源を活用し、ストーリー性のある観光メニューを提供し、観光誘客を進めます。

第1 観光の振興

## 1 観光と他産業の連携

### 【現状と課題】

観光産業は、宿泊業や飲食業、運輸業、農業など様々な産業と密接に関係する総合産業です。

近年、本町の観光入込客数は60万人台前半、宿泊者数は3万人台で推移しており、本町を訪れる観光客のほとんどが「通過型観光」です。

本町には、神話やたたら製鉄、歴史文化、自然景勝地<sup>1</sup>、温泉宿泊施設など魅力的で貴重な観光資源が数多くあります。

しかし、これらの観光資源は町内各所に点在しており、観光資源を結びつける観光ルートの開発や交通手段の確保ができておらず、観光地としての景観や雰囲気も必ずしも良好とはいえないところもあります。

今後は、町内にある観光資源を見直し、有機的に連携させ、「もてなしの心」により、観光客に提供するサービスの質を高め、「また来たい」と思われるようなサービスを提供する体制を整備する必要があります。

観光入込客数の推移

(単位：人)

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
入込客数	585,888	613,264	656,910	608,470	652,655
宿泊客数	35,456	34,682	34,722	32,738	39,889

(島根県観光動態調査)

### 【基本方針】

多様化する観光需要に対応するため、農林畜産業や商工業との連携を進め、観光客のニーズに合った観光メニューの提供や観光情報の発信を積極的に推進します。

また、伝統文化を案内する観光ボランティアガイドの養成や質の高い地域食材を使った食文化の創造などにより、観光客の掘り起こしを進めます。

<sup>1</sup> 景勝地：よい景色やよい風景が見られる場所。

### 【今後の取り組み】

(もてなしの心による観光振興)

観光により町の産業を活性化するため、観光や交流で来訪される方が本町の魅力を十分に堪能し、くつろぎや癒しを感じられるよう「もてなしの心」により質の高いサービスを提供し、観光・交流人口の増加を図ります。

また、体験メニューの充実や夜間のイベントをはじめとする観光企画の開発により、滞在型観光客の増加に努めます。

(食による観光振興)

地域食材を活用した観光振興を図るため、関係団体と連携しながら、食材の供給から、メニュー開発、食事の提供などの体制を構築します。

## 第1 観光の振興

# 2 神話と自然を活かした観光の振興

### 【現状と課題】

近年、余暇時間の増大や個人の価値観、ライフスタイルの変化に伴い、単なる観光から滞在型観光や農作業等の体験型観光、地域住民との交流や自然とのふれあいなど、観光に対するニーズは、ますます多様化しています。

斐伊川の源流である本町は、中国山地に抱かれた豊かな自然を有し、<sup>やまのおろち</sup>八岐大蛇退治の舞台の地とされ、由緒ある伝統行事や伝統芸能、神社仏閣があり、たたら製鉄や雲州そろばんといった歴史的・文化的資源に恵まれています。

また、島根県では、平成24年の「古事記編纂千三百年」、平成25年の「出雲大社平成の大遷宮」を機に、古事記、日本書紀、出雲国風土記、万葉集<sup>1</sup>などに描かれ、現代まで連綿と受け継がれてきた歴史文化に彩られた「島根」の魅力を、県・市町村・民間団体等が一体となって、広報宣伝や企画事業を展開されます。

これを機に本町でも、記紀神話や出雲国風土記などに縁のある町内観光資源や史跡について見直し、保全や整備改修を進め、観光客の誘客を進めていく必要があります。

### 【基本方針】

地域の自然や歴史、産業、郷土料理等の生活文化、昔話や伝説の語り部、郷土芸能などあらゆる地域資源を見直し、既存の観光施設との有機的な連携を図り、観光誘客を促進します。

また、本町の特色である豊かな自然とその自然が生み出した景勝地を活かした観光地の整備を進めます。

<sup>1</sup> 万葉集：7世紀後半から8世紀後半にかけて編纂された、現存するわが国最古の歌集。全20巻からなり、約4500首の歌が収められている。

### 【今後の取り組み】

(地域資源の活用による観光振興)

すでにある観光資源の持つ魅力を再認識し、まだ埋もれている観光資源の掘り起こしを進め、多様化する観光客のニーズに対応したメニューを提供し、観光客の増加を図ります。

また、町内に数多くある出雲神話や歴史に由来する地名や史跡の語り部の養成、いにしえの時代より連綿と受け継がれてきた文化やルーツを伝承し、神秘的な奥出雲の魅力を PR します。

(ストーリー性のある観光ルートの開発)

記紀神話や出雲国風土記にも登場し、現在まで連綿と受け継がれてきた自然や歴史文化を、ストーリー立てて巡る観光ルートを開発・提供し、より魅力的な観光地づくりを進めます。

また、ルート上にある観光施設や観光スポットの再整備を進めます。

(歴史と自然を活かした観光地の整備)

地名の由来が出雲国風土記に記され、昭和2年に国の名勝及び天然記念物に指定を受けた鬼の舌震について、『名勝及び天然記念物「鬼舌振」保存管理計画』により、指定当時のすばらしい景観を保ち、まちの宝として後世に継承します。

また、訪れた誰もが、谷底に折り重なる巨岩と川の流れが生み出した侵食地形などの特異な景観が楽しめるよう、バリアフリー遊歩道とつり橋の整備を進めます。

第1 観光の振興

### 3 広域連携による観光の振興

#### 【現状と課題】

平成19年11月に斐伊川・神戸川流域の5市町（奥出雲町、出雲市、雲南市、飯南町、斐川町）が、古代出雲文化や環境、観光、産業、芸術文化、福祉など様々な分野で連携・協力を図り、圏域の活力を創出、発展を目指すことを目的として「出雲の國 斐伊川サミット」を立ち上げました。

出雲神話や歴史的・文化的遺産など、古くから深いつながりのある出雲圏域で広域的な連携体制を構築し、活動することによって、圏域や構成市町の特徴的な活動をPRし、観光リピーターの獲得を目指しています。

また、平成24年度に予定されている中国横断道路三刀屋木次一三次間の開通を控え、島根県と奥出雲町、雲南市、飯南町で観光振興協議会（仮称）を設立し、関係団体の観光資源を活かした観光商品の開発や情報発信を行うこととしています。

#### 【基本方針】

本町を含む島根県東部は、斐伊川をはじめとする自然・風土や神話や歴史文化といった文化資源など、古代から深いつながりがあります。これらの地域資源を有機的に連携し、テーマ性のある観光ルートの開発などを進めます。

#### 【今後の取り組み】

（周遊性の高い観光振興）

古くから自然や歴史文化など、深いつながりのある島根県東部の市町で、広域的に連携し、多種多様な地域の魅力を詰め込んだ観光企画を開発し、圏域内へ観光誘客を図ります。

第1 観光の振興

## 4 尾原ダムを活用した観光の振興

### 【現状と課題】

斐伊川・神戸川治水事業の大きな柱となる尾原ダム建設は、島根県東部地域の総合的な治水計画として施行されました。地元住民の生活は一変し、地域の歴史や文化の流れは絶たれ、先祖伝来のふるさとは、その思い出とともに湖底に沈む特異な事業でした。

その尾原ダムは約20年の歳月をかけ、平成22年度に完成を迎えました。さくらおろち湖の周辺整備も進み、湖岸にはサイクリングコースやボート競技施設が整備されています。

県における尾原ダム周辺整備にあわせ、本町では町の北の玄関口である佐白地区に癒しと交流体験のできる空間の整備を進めています。

ダムなどのハード面の整備が進む一方、ダムの整備により周辺住民の人口は減少し、地域力は著しく低下しています。将来にわたり尾原ダム周辺が活性化するためには、地域住民が主体となって、核となる組織を結成し、その組織を中心に地域のきずなを取り戻し、地域コミュニティ力を再構築する必要があります。

今後、多くの観光誘客が期待できる尾原ダムさくらおろち湖周辺施設を、地域が主体となって運営することは、ダム周辺の振興だけでなく、町内の他地域にもコミュニティ醸成の機運が高まり、町内全体の活性化が期待できます。

### 【基本方針】

さくらおろち湖周辺施設の整備を進め、観光による地域活性化を図ります。

また、さくらおろち湖周辺施設の管理運営を地域と協働して行い、地域コミュニティの醸成を図るとともに、斐伊川流域の自治体や住民団体と連携し、広域的な観光振興を図ります。

### 【今後の取り組み】

(尾原ダム周辺整備と利活用の推進)

国や県、関係機関との協議やダム建設のため大きな犠牲を払った地元住民の要望を踏まえ、尾原ダム周辺地域の活性化を図るため、佐白地区に地域活性化拠点施設を整備します。

また、地域や各種団体、関係機関、行政が一体となってダム周辺施設を活用した大会やイベント等を開催します。

第1 観光の振興

## 5 観光レクリエーション施設等の整備

### 【現状と課題】

本町には、温泉施設や各種スポーツ施設などのレクリエーション施設が整備されています。これまで、それぞれの施設が一定の集客実績を上げていますが、各施設がそれぞれ個別に整備されるなど、施設間の相互連携や補完機能が弱く、また、同様の施設が複数整備されており、用途に応じた明確なすみわけがなく、観光客が利用しにくい施設もあります。

それぞれの施設の特徴を見極め、観光客の価値観やライフスタイルの変化により多様化する観光客のニーズにあった施設に再整備し、町の総合観光ポータルサイト<sup>1</sup>である「奥出雲ごこち」などにより PR に努めていく必要があります。

### 【基本方針】

町内にある既存類似施設をすみわけ、観光客の目的にあったメニューを提供し、レクリエーション施設の有効活用を図ります。

また、多様化する観光ニーズに即応した情報発信や観光 PR を積極的に展開します。

### 【今後の取り組み】

(魅力ある観光施設の充実)

集客力の向上を図るため、観光客のニーズに沿ったイベント等を開催するとともに、老朽化や利便性の悪さなどにより集客力の落ちている観光レクリエーション施設の再整備を進めます。

また、ホームページや広報媒体を活用した観光情報の PR 活動や情報発信に努めます。

<sup>1</sup> ポータルサイト：港（port）から派生した言葉で、門や入口を表し、特に豪華な堂々とした門に使われた言葉である。このことから、ウェブにアクセスするために、様々なコンテンツ（情報内容）を有するサイト。

## 第2章 第1節

# 元気で健やかに 暮らせるまちづくり

すべての地域住民が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、官民が協働して保健・医療・福祉の充実を図り、テレビ電話を活用した見守り活動など新しい時代の福祉を実践します。また、社会活動の参加を促し、住民の生きがいづくりを支援します。

第1 保健福祉の充実

## 1 保健施策の充実

### 【現状と課題】

人口の急速な高齢化に伴い、老年期では認知症<sup>1</sup>や寝たきりなど要介護状態の高齢者が増加してきています。

青壮年期においては、食生活の乱れや運動不足、ストレス等が原因によるがんや高血圧、糖尿病などの生活習慣病<sup>2</sup>が増加してきています。さらに、こころのバランスの不均衡、環境の変化からくるこころの健康問題も増加傾向です。

また、子どもをとりまく生活環境も変化し、その結果、食生活や生活リズムの乱れ、親子のふれあいの減少、遊びの変化等により健康状態にも影響が出てきています。

今後、ますます高齢化が進展していくなかで、子どもの頃からの生活習慣を見直し、健康的な生活習慣を実践できるような環境づくりを支援し、健康寿命（元気で活動的に暮らすことができる期間）の延伸を図っていくことが課題となります。

また、社会の変化に伴い複雑化・多様化した保健ニーズに適切に対応し、生涯を通じてだれもが健やかに安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉を緊密に連携させ、総合的な健康づくり対策を進めていく必要があります。

さらに、近年食生活をめぐる環境が大きく変化し、栄養の偏りや生活習慣病の増加など私たちの生活にも様々な影響が出ています。食に関する知識や知恵を身につけ、健全な食生活を実践することも重要です。

### 【基本方針】

誰もが生涯にわたって健康で明るく、生きがいを持って生活できるよう「奥出雲町げんきプラン21」をもとに各種保健施策の推進を図ります。

行政や各種団体、地域が行動計画をもとに、子どものころからの予防対策を基本に、壮年期や老年期における目標を定め、健康的な生活習慣の実践を推進します。

また、平成22年3月に策定した「奥出雲町食育推進計画」により、奥出雲町らしい食育を推進します。

<sup>1</sup> 認知症：いろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったためにさまざまな障害が起こり、生活するうえで支障が出ている状態。

<sup>2</sup> 生活習慣病：動脈硬化・高血圧・悪性腫瘍・糖尿病・肺気腫や骨の退行性変化など、毎日の生活習慣の積み重ねによって引き起こされる病気。

### 【今後の取り組み】

(みんなが生き生きと生活できるまちづくりの推進)

「奥出雲町げんきプラン21」をもとに、元気で明るく生きがいをもって生活できるよう住民一人ひとりが主体的に取り組むため、普及啓発を図ります。

また、住民や団体、学校、職場、医療機関、行政が連携して、健康づくりを支援する環境を整備します。

(食育<sup>1</sup>による健康づくりの推進)

本町の豊かな地域食材・郷土料理・先人たちの知恵などを活かした食の学習や体験活動により、食べる知恵を身につけるとともに、ふるさとを思う心や食への感謝の心を育む機会を創出します。

---

<sup>1</sup> 食育：食べ物に関する知識や食べ物を選ぶ力、食べ物への感謝の心などを身につけ、心身の健康や豊かな人間性を育むための教育や取り組みを行うこと。

第1 保健福祉の充実

## 2 地域福祉の推進

### 【現状と課題】

地域福祉とは、それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者が、お互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組むことです。

すべての人が、人として尊厳をもち、住み慣れた家や地域で安心して、その人らしい自立した生活を営むことができるよう、お互いの生活上の課題を認識し、支え合って「共に生きる社会づくり」を進めることが、地域福祉を推進する基本的な考え方です。

そのためには、生活上の課題を持つ人だけでなく、地域住民全体が「共に生きる社会」を実現すべきであるという価値観を共有することが重要であり、住民や関係団体、行政が相互に話し合い、理解しあいながら協働する「公民の協働（パートナーシップ）」の考え方を持つことが必要です。「福祉は行政が行うもの」といった意識を改め、住民は地域課題の解決に向けて社会福祉に関する活動に主体的に参加していくことが重要です。

### 【基本方針】

地域福祉の円滑な推進を支えるコミュニティづくりを促進するため、住民の地域福祉に対する意識の高揚を図るとともに、自治会などの小地域単位での住民同士の支えあいや助け合いによる福祉活動を推進します。

また、地域福祉を担う人材や組織の育成を図るとともに、関係団体との連携強化を推進します。

### 【今後の取り組み】

#### （地域福祉の推進）

地域福祉について普及啓発を図り、地域内での助け合いや支えあいの精神の醸成を図るとともに、地域福祉を支える活動を支援します。

また、地域住民と団体、行政が連携して地域の福祉課題を解決できるようネットワークを築き、福祉サービスが効果的に提供できるようコミュニティづくりを推進します。

第1 保健福祉の充実

### 3 高齢者福祉の充実

#### 【現状と課題】

本町の高齢化率は年々増加し、平成17年国勢調査では34.3%と、全国平均の21.0%を大きく上回っています。また、65歳以上の高齢者のいる世帯は3,342世帯で一般世帯の68.6%、そのうち高齢者のみの世帯は941世帯で一般世帯の19.3%を占めています。高齢者のみの世帯のうち、高齢者単身世帯は435世帯で昭和60年からの20年間で3.1倍に、高齢者夫婦のみの世帯は1.2倍に増加しています。

介護保険制度<sup>1</sup>による要介護認定者<sup>2</sup>は、平成12年度の562名に対し、平成21年度では782名と39%増加しています。高齢化が進み、認知症高齢者が年々増加しており、認知症の予防・早期発見・対応等適切なケアを行うとともに、見守り支える体制を整備していく必要があります。

こうした中、本町では、理学療法士<sup>3</sup>・作業療法士<sup>4</sup>を養成する島根リハビリテーション学院の開校や療養型病床群60床を備えた町立奥出雲病院の移転新築をはじめ、特別養護老人ホーム<sup>5</sup>や老人保健施設<sup>6</sup>などの各種医療・介護サービス施設の整備を行ってきました。

高齢者が長年住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉サービスと介護保険制度における在宅福祉及び施設福祉サービスの調整をする地域包括支援センター<sup>7</sup>を中心に、サービスの充実・向上を図る必要があります。

<sup>1</sup> 介護保険制度：介護を必要とする状態となっても、自立した生活ができるよう、高齢者の介護を国民みんなで支えたり、できるだけ従来の生活が続けられるように、介護予防を通じて支援する社会保険制度。1997年制定、2000年施行の介護保険法により定められる。

<sup>2</sup> 要介護認定者：介護保険制度において、介護を要する状態にあることを公的に認定された者。介護保険法では、日常生活において介護を必要とする状態を意味する要介護認定と、日常生活に見守りや支援を必要とする状態を意味する要支援認定の2種類の認定が別々に規定されている。このため、2種類の認定の総称としては「要介護認定等」「要介護認定（要支援認定）」などとするのが正確な表記である。しかし、法令や行政文書などを除いては、要介護認定と要支援認定の2種類の認定をまとめて「要介護認定」と呼ぶのが通常となっている。

<sup>3</sup> 理学療法士：病気や事故で身体に障害をもった人たちを対象に、機能回復をはかる専門職。

<sup>4</sup> 作業療法士：病気や事故等で、体に障害をもつ方、心の病気・障害をもつ方、生活支援の必要な子どもや高齢者に対して、作業活動を媒体として、実生活に必要な心身の回復と適応を支援する専門職。

<sup>5</sup> 特別養護老人ホーム：身体上、または精神上、著しい障害があり、介護保険制度で介護の必要がある「要介護」の判定が出た人が利用可能な、老人福祉法上の老人福祉施設の中の一つ（社会福祉施設）。

<sup>6</sup> 老人保健施設：介護を必要とする高齢者の自立を支援し、家庭への復帰を目指すために、医師による医学的管理の下、看護・介護といったケアはもとより、作業療法士や理学療法士等によるリハビリテーション、また、栄養管理・食事・入浴などの日常サービスまで併せて提供する施設。

<sup>7</sup> 地域包括支援センター：介護保険法で定められた、地域住民の保健・医療・福祉の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。

【基本方針】

高齢者一人ひとりが、能力や個性を発揮し、健康で、社会における役割を持ちながら、生きがいのある生活を送ることができるよう、健康づくりや生きがいづくりの活動を支援します。

また、長年住み慣れた地域で、一人でも安心して生活ができるよう、テレビ電話による「高齢者サポートシステム」の活用を進め、保健・医療・福祉分野における高齢者福祉施策の充実を図ります。

さらに、認知症に対する偏見をなくすとともに早期対応、重症化予防のため正しい知識の普及啓発を図り、互いに支えあう地域づくりを推進します。

【今後の取り組み】

(高齢者の社会参加の促進)

住み慣れた地域で元気に生きがいをもって暮らせるよう、それぞれの個性や能力に応じて、地域活動への参加や生涯現役で働ける場の確保、子どもたちへの地域文化の継承活動などについて支援します。

(快適なライフスタイルを目指して)

一年を通して安心して快適な生活を過ごすため、テレビ電話による声掛けや見守り活動に加え、日常生活の買い物支援など「高齢者生活サポートシステム」の利便性の向上に努めます。

また、冬季間における生活不安の解消について、住民や関係団体、行政が協力して支援施策を検討します。

(認知症対策の推進)

認知症に対する認識を深めるため、正しい知識の普及啓発を進めます。

また、日常生活における生活習慣病や閉じこもりなど認知症の原因について、予防活動を強化するとともに、相談窓口や相談体制の充実を図ります。

## 第1 保健福祉の充実

# 4 障がい福祉の充実

### 【現状と課題】

本町では、平成18年度に施行された障害者自立支援法を受け、平成21年3月に「奥出雲町障害福祉計画」を策定し、障がい福祉施策の充実に努めています。

平成13年度には、雲南圏域が共同で町内に小規模身体障害者療護施設を整備、平成21年度からは障害者支援施設コスモスとして新体系に移行し、サービスを提供しています。

また、手をつなぐ親の会をはじめとする任意組織の育成を図り、ボランティア活動を積極的に支援しています。

平成2年から共同作業所「ふきのとう」が運営を始め、平成20年4月よりNPO法人へ、平成15年度には小規模通所授産施設「けやきの郷」を整備し、平成22年4月より就労継続支援B型事業所へそれぞれが移行し、障がいのある方の社会参加と自立支援促進のため活動を実施しております。

今後は、障がいのある方が地域で安心して暮らせるよう福祉サービスの充実に努め、生活の質の向上を図り、社会的自立を促進するため保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関との連携を深め、社会的自立を支援する必要があります。

### 【基本方針】

障がいのある方の人権が尊重される社会づくりを推進し、障がいや障がいのある方に対する人々の理解を深め、意識向上を図るための教育や啓発活動を推進します。

また、住み慣れた地域で自立して生活できるよう障がい福祉施策の充実に努めます。

### 【今後の取り組み】

(生活の質の充実)

住み慣れた地域で、笑顔で楽しく暮らせるよう、障がいのある方の、それぞれのニーズを把握し、各種支援事業の充実に努めます。

また、既存の施策制度の拡充を図り、支援体制の整備を進めます。

さらに、日常介護している方の心身両面へのサポート体制を整備し、生活不安の解消を図ります。

第1 保健福祉の充実

## 5 ひとり親家庭への福祉の充実

### 【現状と課題】

ひとり親家庭は、就業面、生活面をはじめ様々な困難に直面しています。特に、厳しい経済状況を背景に、低所得や不安定な就労形態などが経済的環境に大きく影響し、子育てへの負担感の増大や子どもの育ちに大きな影響を与えています。

国では、経済的支援から「就業を中心とした自立支援」、「子育て生活支援」への転換を打ち出しています。本町でも、関係団体や行政が連携して、引き続き生活不安などの解消に向けた支援体制を推進するがあります。

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
母子世帯	79	75	75	51	59	59
父子世帯	26	19	19	19	16	16
合計	105	94	94	70	75	75

(奥出雲町福祉事務所)

### 【基本方針】

ひとり親家庭の精神的・経済的基盤の確立を図るため、各種支援対策の推進に努め、相談・指導体制の充実を図ります。

### 【今後の取り組み】

(ひとり親家庭への福祉の充実)

行政や福祉分野、ハローワークなど関係機関が連携を強化し、ひとり親家庭の実情に応じた、きめ細やかな自立支援や子育て支援、福祉サービスの充実を図ります。

第2 医療体制の充実

# 1 医療体制の充実

## 【現状と課題】

今日の高齢化社会を考える時、とりわけ人口減少の進む本町にとって、医療技術の高度化、高齢者層の増大、また、利用者の多様なニーズに対応しつつ、いかに、一定水準の安全で安心な医療を提供し、かつ継続確保していくかが最も重要な課題です。

現在、町内には町立奥出雲病院と9カ所の診療所があります。

奥出雲病院は、診療科11科（内科・外科・整形外科・産婦人科・小児科・リハビリテーション科・眼科・皮膚科・耳鼻咽喉科・泌尿器科・麻酔科）、病床158床（一般病床98床、療養病床60床）を設置し、常勤医師5名体制で診療を行っています。電子カルテの導入や予約センター制の導入などサービスの向上をメインに打ち出して医療体制を整備してきました。また、病院施設機器、機能の充実とともに地域住民の健康を守るため、診療のみならず健康増進から疾病予防、リハビリテーションにいたる、いわゆる地域包括医療・ケア<sup>1</sup>体制の確保と実践を行ってきました。医師、薬剤師、助産師、看護師などの医療従事者の不足など医療を取り巻く環境は厳しい状況にありますが、今後も地域住民の核となる病院としてあらゆる面から検討・実践が必要です。

また、町立病院と診療所との病診連携をより一層密にし、相互の情報交換、医療サービスの互助を推進し、町立病院にあっては地域の中核病院としての役割をより高めていくことも必要です。

他方、医療に対する需要は、高齢化社会の進行に伴い増大・多様化する傾向にあります。高齢者や障がい者などに配慮した道路や歩道の整備、積雪時の交通確保、また通院バスの拡充など、安全で快適な通院手段の確保が求められています。

医療従事者数の状況 [平成22年12月31日現在]

	医 師	歯科医師	薬 剤 師	保 健 師	助 産 師	看 護 師	准看護師
医 療 従 事 者 数	15人	7人	12人	10人	4人	85人	60人

(奥出雲町健康福祉課)

主要死因別死亡者数 [平成21年1月1日～平成21年12月31日現在]

死 因 別	脳血管疾患	悪 性 新 生 物	心 疾 患	肺炎及び気管支炎	老 衰	不慮事故	その他	計
死亡者数	40人	67人	46人	23人	10人	6人	62人	254人

(厚生労働省 平成21年人口動態統計結果)

<sup>1</sup> 地域包括医療・ケア：地域の包括医療を、社会的要因を配慮しつつ継続して実践し、住民が住み慣れた場所で安心して生活できるようにそのQOL（生活の質）の向上を目指すこと。

【基本方針】

町立奥出雲病院について、地域の基幹医療機関として、高度かつ総合的な医療サービスを提供するため、医療機器の充実を図るとともに、島根大学医学部及び近隣の公立病院との連携、情報の共有化を推進することにより、技術水準と医療をはじめとする医療スタッフの確保を図ります。

また、町内の医療、保健、福祉関係団体が一体となった包括医療の実践と推進を図ります。

【今後の取り組み】

(地域医療の確保)

地域医療を守り、充実させるため、医師と患者、地域、行政が地域医療の現状について共通認識を持ち、連携して取り組むため「奥出雲町地域医療確保推進協議会」を設立しており、今後もその活動を支援します。

また、町立病院と診療所医師との連携を深め、引き続き休日の診療体制を維持します。

(町立病院の体制の充実)

町内医療機関の中核病院として質の高い医療を提供するため、医療従事者の確保に努めるとともに、利用者ニーズに対応した医療機器の整備など、地域に必要な医療水準の向上に努め、先進医療や特殊な医療は、大学病院などとの連携を図ります。

また、病院では健全経営のための中長期計画を立て、経営状況を分析しながら、人材、医療機器、医療設備の有効活用に努めます。

## 第2章 第2節

# 安心して子育てができ、 歴史と文化を大切にするまちづくり

幼保一元化による幼稚園の整備や保育料や多子世帯の医療費の軽減を進め、若い子育て世代の負担軽減を図ります。また、伝統文化や伝承の保存に努め、ホッケーをはじめとするスポーツ振興を図り、ふるさとに誇りの持てる奥出雲を目指します。

## 第1 教育の充実

## 1 学校教育の充実

## 【現状と課題】

平成22年度まで続いたゆとり教育<sup>1</sup>が見直され、小学校では平成23年度、中学校では平成24年度から新しい学習指導要領が完全実施されます。新しい学習指導要領では、生きる力をはぐくむことを目指し、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うことを基本的なねらいとしています。小中学校とも週5日制のまま、授業時間の増加や小学校では外国語活動の時間が設けられます。

平成21年1月には「学校再編基本計画検討委員会」より、学校規模や校舎、課外活動等について方向性が示されました。今後は、その答申内容をもとに、望ましい教育環境の充実を図ることが必要です。

また、本町には豊かな自然と記紀神話や出雲国風土記の時代から続く歴史や、たたら製鉄をはじめとする伝統的な技術や文化があり、これらについて学ぶことは、郷土に対する愛着や理解を深め、地域文化の伝承にも非常に大きな役割を果たします。郷土の文化やよさを見直し、誇りがもてる郷土教育を充実させることが必要です。

小学校の状況[平成22年5月1日現在]

(単位：クラス、人、㎡)

	布勢	三成	高尾	亀嵩	高田	阿井	三沢	鳥上	横田	八川	馬木	合計
学級数	7	8	3	5	3	7	4	5	8	7	7	64
児童数	56	116	14	40	17	76	35	30	158	66	83	691
教員数	13	15	6	10	8	12	9	10	15	14	13	125
校舎面積	1,734	2,233	1,068	1,816	1,351	2,098	1,320	2,080	2,988	2,636	2,273	21,597

(奥出雲町教育委員会)

中学校の状況[平成22年5月1日現在]

(単位：クラス、人、㎡)

	仁多	横田	合計
学級数	12	8	20
生徒数	250	215	465
教員数	26	22	48
校舎面積	5,187	5,135	10,322

(奥出雲町教育委員会)

<sup>1</sup> ゆとり教育：知識重視型の教育方針を詰め込み教育であるとして廃し、経験重視型の教育方針をもって、ゆとりある学校をめざした教育のこと。

【基本方針】

自ら学び、基礎的な知識や技能を身につけ、課題解決のための能力を養い「生きる力」を育む教育を推進します。

また、教育に直接携わる教職員の資質向上や学校施設の充実など子どもたちの学習を支援する体制づくりを進めます。

さらに、郷土の文化やよさを見直し郷土への誇りをもたせる郷土教育の充実を図ります。

【今後の取り組み】

(小中学校の教育の充実)

自ら課題を見つけ、学び、考え、主体的に判断・行動し、問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などの「生きる力」を育む教育を推進します。

また、学力低下を防ぐため、小中学校と高等学校や家庭と学校が連携し、基本的な学力の充実・強化を図ります。

(教育環境の整備)

安全安心な教育施設整備のため、引き続き計画的に耐震化や改修工事を進めます。

また、「学校再編基本計画検討委員会」より答申された内容を尊重し、地域住民や関係機関と協議・検討を進め、長期的な視野に立った教育環境の整備を図ります。

(郷土教育の推進)

地域に伝わる伝統文化や伝承を後世へ引き継ぎ、郷土への誇りや愛着がもてるよう、地元住民の講師による継承活動や、子どもたちが地域のよさを調べたり発見したりする活動を推進します。

第1 教育の充実

## 2 社会教育の推進

### 【現状と課題】

社会教育行政の今日的な役割は、学校・家庭・地域の連携を大切にしながら、学校や家庭教育への支援、地域への働きかけを通して、子どもの育ちを支えるための、よりよい環境や活力ある地域づくりを進めることです。

社会情勢・経済情勢の変化や週休2日制の普及に伴う自由時間の増大などにより、ライフスタイルがますます多様化するなか、個性豊かで生きがいのある充実した人生を送るため、学習・文化・スポーツ活動などを通じて、新しい知識や技術を身につけ、自己を高めていこうとする住民意識が高まっています。

今後は、社会教育事業や関連施策を中心に、住民一人ひとりが自発的な意志に基づき、自己に適した手段・方法により学習活動が行える環境づくりを進める必要があります。

また、人間関係の希薄化や核家族化などの影響で、低下が著しいとされる社会的な規範意識を高めるため、島根県では平成22年より「子ども達のために大人ができること、ふるまい向上を県民運動に！」をスローガンに、「ふるまい<sup>1</sup>」を身につけ、社会人として「自立して生きる力」「人と共に生きる力」を自ら育んでいくための活動を実施しています。本町でも、教育現場と地域、家庭が連携し、「ふるまい」について、乳幼児期からの教育を充実し、地域の大人が手本となり社会全体で子どもを育て、子育て中の親を支援する必要があります。

### 【基本方針】

学習活動やボランティア活動、スポーツ・文化活動など様々な分野において学習機会の確保や学習環境の整備・充実を図ります。

また、教育現場や地域、家庭が連携し、子どものころから社会人の基礎となる「ふるまい」を身に付けるため、ふるまい向上運動を実施します。

<sup>1</sup>ふるまい：この取組は、「礼儀、作法、挨拶、しぐさ、モラル、ルール、しつけ、道徳、倫理観、生活行動、生活動作、思いやり」などを「ふるまい」と総称して、乳幼児から大人まで、島根県民みんなで、「ふるまい」を向上させていこうというもの。「ふるまい」を身につけるということは、社会人として「自立して生きる力」「人と共に生きる力」を自ら育んでいくということ。

### 【今後の取り組み】

#### (社会教育活動の充実)

各地区の公民館を拠点に、地域資源を活用した社会教育を推進し、生きがいつくりや自己研さん、世代間交流を促進し、積極的な社会参加を進めます。

また、奥出雲多根自然博物館など社会教育施設での学習活動や共催事業を支援します。

さらに、円滑な社会教育の推進のため、指導的立場の人材育成や学習環境の整備を図ります。

#### (ふるまい向上運動の推進)

社会人の基礎となる「ふるまい」を身に付け、伝統的な地域コミュニティを守るため、教育現場と地域、家庭が連携し、乳幼児からの教育の充実や社会全体で子どもを育て、子育て中の親への支援を充実し、ふるまい向上運動を推進します。

第1 教育の充実

### 3 図書サービスの充実

#### 【現状と課題】

本町には、小中学校とカルチャープラザ仁多及び横田コミュニティセンターに図書室があります。学校施設以外の図書室には、約 35,000 冊の蔵書があり、司書 3 名の体制で午前 10 時から午後 6 時まで開館しています。平成 21 年度には約 27,000 冊の貸し出しがありました。

近年、社会構造は情報化、グローバル化、少子高齢化といった様々な変化が生じています。社会のこうした変化や成熟化に対応するため、社会教育の重要性が認知され、多様な学習機会が提供されています。それに伴い、図書館には社会教育の拠点としての役割が期待され、その扱う情報の質・量とも膨大になりつつあります。

また、図書館には従来の図書サービスの提供に加えて、新たな住民ニーズへの対応が望まれています。

#### 【基本方針】

図書サービスの充実を図るとともに、同世代・世代間交流の場や郷土歴史文化の資料保存と郷土教育の場、本町のあらゆる情報がわかる拠点となる複合施設の整備を進めます。

#### 【今後の取り組み】

(図書館の整備)

蔵書の貸し出しのほか、住民の憩いの場、同世代・世代間交流の場、郷土の歴史文化の資料収集と保存、本町の最新情報などが送受信できる複合的な機能を持つ図書館を整備し、多種多様な学習機会を提供します。

## 第2 人権教育と文化・スポーツの振興

# 1 人権施策の推進

### 【現状と課題】

人権尊重の意識や理解は、これまでの教育や啓発を通して深まり、日本固有の人権問題である同和問題も解決の方向に進んでいるものの、依然として差別意識は根深く存在しており、差別事象も跡を絶たない状況にあります。同和問題をはじめとするすべての差別が解消されるよう、学校教育及び社会教育の両面から積極的に同和教育の充実と人権教育の推進に努める必要があります。

学校教育では、人権についての知的理解を深めるとともに、人権感覚を身につけ、それが児童生徒の態度や行動に現れるようにならなければなりません。

社会教育では、あらゆる学習の機会と場で、人権・同和問題に対する正しい理解と認識を深め、同和問題をはじめとするあらゆる差別をなくし、人権が真に尊重される社会の実現を目指して人権教育の充実を図る必要があります。

また、社会情勢の変化を背景に、同和問題以外に、女性、子ども、高齢者、障がいのある方への差別意識など、様々な人権問題にかかる教育を推進する必要があります。

### 【基本方針】

住民や学校、関係団体、行政が一体となって、学習会や啓発活動など、様々な人権に関する教育活動を積極的に推進します。

### 【今後の取り組み】

(人権・同和教育の推進)

住民や学校、関係団体、行政が一体となって、人権問題を正しく理解し、人権の尊さについて学習会などを開催し、普及啓発を図ります。

第2 人権教育と文化・スポーツの振興

## 2 広域間交流と国際交流の推進

### 【現状と課題】

本町には、東京と大阪に町内出身者で組織される東京仁多会と関西奥出雲会があります。在京、在阪の本町出身者の交流・親睦・情報交換の場として活用されており、本町の情報発信の場として、まちの振興に大きく貢献しています。

また、本町の縁の地と住民同士による交流も積極的に行われています。

さらに、ハンガリーやアメリカ、韓国と国際交流活動を行っています。特に韓国との交流は、平成21年6月に境港－韓国－ロシアを結ぶ貨客船が就航し、定期的な交流活動も進み、交流人口の拡大が図られています。国内旅行者のニーズの多様化により、観光客の獲得が難しくなる中、東アジアをターゲットにして、交流活動から観光産業につなげていくことは、町内産業の活性化に大きく寄与することが期待できます。

### 【基本方針】

広域間交流について、2つの出身会との連携を深め、情報共有を密にし、更なる交流活動を展開します。また、住民同士の交流についても支援を進めます。

国際交流について、異文化交流による相互理解を進め、心豊かな住民意識の高揚を図るとともに、交流から更に一歩進め、観光も踏まえた交流活動となるよう推進します。

### 【今後の取り組み】

#### （広域間交流の推進）

本町出身者との交流を深め、情報共有を図り、更なる交流活動を展開します。また、歴史的に関係の深い住民同士の交流活動についても、引き続き支援します。

#### （国際交流の推進）

国際交流協会の活動を支援し、異文化交流やホームステイ活動をとおして、交流先との相互理解を図り、国際理解を深め、多文化共生の概念を普及し、豊かな国際感覚を身につけた人材育成を進めます。

また、交流活動を足掛かりに、本町の魅力を広くPRし、観光誘客を図ります。

## 第2 人権教育と文化・スポーツの振興

### 3 地域文化の振興

#### 【現状と課題】

本町は、神話や伝承、伝統芸能等が数多く継承され、個性的な文化財とともに、たたら製鉄、そろばん、木工芸、鍛冶などの伝統的な工芸技術が伝えられており、歴史的文化遺産の宝庫です。

それぞれの地域が個性を持ち、それを後世に伝えるのは、住民の誇りの根源であり、地域文化の発展や新たな創造は大変重要です。特に、地域特有の伝統文化、生活文化の振興は、高齢者の積極的参加を促し、子どもたちの郷土愛と生きがい、自信、誇りの創出につながることを期待できます。

また、古くから地域の祭り等で行われてきた郷土芸能や伝統的な行事及び伝統工芸技術が、少子化の進行と若年層の人口流出、伝承者の高齢化などにより失われつつあり、その伝統文化や伝統工芸技術を保存、継承していく必要があります。

一方、新たな郷土芸能として、平成3年には、たたら操業における炎との戦いや研ぎ澄まされた村下<sup>1</sup>の精神、古代への熱き思いを太鼓を通してこれからの世代へ繋げて行くため「仁多乃炎太鼓」が創設され、町内だけでなく広く国内外で公演を行っておられます。また、平成19年には「奥出雲神代神楽」が設立され、古事記・日本書紀に由来する神話を題材にした公演により地域の活性化に寄与されています。

#### 【基本方針】

地域資源を再発見・再認識し、地域の個性・魅力として育てていく、意欲的な人材の確保・育成に努めます。

また、本町の豊かな神話や歴史文化について、住民誰もが本町の歴史文化について知識を持ち、後世へ伝えられるよう学習機会の提供や啓発を図ります。

さらに、新たな地域文化について、その活動を積極的に支援します。

#### 【今後の取り組み】

(文化の薫り高いまちづくりの推進)

文化協会を中心に公民館、老人会、子ども会、PTA等が連携しながら、各種文化活動の振興や文化資源の宝庫である本町の歴史や神話、伝承などを保存し、後世へ継承するための取り組みを支援します。

<sup>1</sup> 村下：たたら操業の責任者。

(伝統技術の継承)

世界で唯一現在も操業している「たたら製鉄」について、その歴史的・文化的価値の保存・継承活動を推進します。

また、伝統工芸について、「見る」だけでなく、「参加・体験」できる工房、工芸施設を利用した芸術・文化活動の推進を図ります。

(新たな郷土芸能の振興)

「仁多乃炎太鼓」や「奥出雲神代神楽」などの新たな郷土芸能について、地域活性化を図るため、その活動を支援します。

## 第2 人権教育と文化・スポーツの振興

### 4 スポーツの振興

#### 【現状と課題】

本町は、昭和 57 年に島根県で開催された、くにびき国体でホッケー競技の主会場となって以来、ホッケー競技の普及振興に全町を挙げて取り組んでいます。小学生からホッケーを始め、中学、高校と日々の練習に励み、平成 19 年には地元横田高等学校ホッケー部が、インターハイと国体での優勝に続き、平成 20 年 3 月に開催された春の全国高校選抜大会でも雪のため屋外練習ができないハンデを乗り越え、男女アベック優勝を飾りました。

また、社会人では、地元のホッケー経験者で構成する島根クラブが平成 17 年から、翌平成 18 年には「セルリオ島根」として男子ホッケー日本リーグに参加し、町内でも毎年公式戦が開催されています。

そして、2008 年のオリンピックではホッケー女子日本代表選手に本町出身者が選ばれ、大会でも活躍し、「ホッケーの町」の知名度が更に高まるとともに、子どもたちにも大きな夢と希望、感動を与えました。

三成公園と横田高等学校に整備した人工芝ホッケー場は、全国でも数少ない高い施設水準を誇り、各種ホッケー大会が開催され、地域間交流が盛んになり、町の活性化にも寄与しています。

その他にも、三成公園全天候陸上競技場をはじめ、人工芝テニス場、グラウンドゴルフ場などの社会体育施設が整備され、競技施設の水準は一段と向上しています。

今後は、社会体育施設を利用した交流人口の拡大と競技者レベルの向上を図り、スポーツでの町おこしが望まれます。

また、スポーツは、健康増進や生きがいづくりにつながり、住民相互の連帯意識を高め、豊かな人間性を培うものとして、その重要性が増しています。

近年、自由時間の増大や健康・体力づくりに対する意識の高まりを背景に、住民のスポーツニーズはますます多様化しており、活動の場の充実や参加機会の拡充をはじめ、一人ひとりが生涯にわたって、それぞれの年齢や体力に応じたスポーツライフを送るための環境整備が求められています。

### 【基本方針】

全国屈指の実力を持ち、各種大会で全国優勝を成し遂げているホッケー競技について、指導体制の充実やクラブ活動への支援、競技場や備品の整備を進めます。

また、ホッケー競技以外のスポーツについて、青少年の健全育成や競技者レベルの向上など積極的に支援します。

さらに、高齢化の進行や自由時間の増大、また様々な軽スポーツの普及とともに、住民の健康、体力づくりへの関心は高まり、スポーツを生活の中に取り入れて健康を維持増進に努める傾向が強くなるものと予想されます。健康的な社会生活を送るために、各種スポーツの技術習得、その普及・発展を図るため、指導者の育成の充実を図るとともに、用具・施設の整備を進めます。

### 【今後の取り組み】

#### （競技スポーツの振興）

ホッケー競技は、小学生から社会人まで、すべての世代で優秀な成績をあげています。今後も、小中学校をはじめ、横田高等学校やセルリオ島根への支援と、競技環境の整備を進めます。

また、ホッケー競技以外の競技スポーツについても、全国大会への出場や上位入賞を果たしており、更なる競技者レベルの向上や競技環境の整備など積極的に支援します。

#### （生涯スポーツの充実）

年齢や体力に応じた魅力あるスポーツの普及や大会の充実、スポーツ団体の育成、指導者の育成・確保、スポーツ情報の提供などに努めます。

第3 子育て環境の充実

1 就学前児童の教育の充実

【現状と課題】

国では、平成18年12月の教育基本法改正により、新たに幼児期の教育が規定されたことを踏まえ、平成20年3月に幼稚園教育要領が改訂されました。また、同時期に保育所保育指針も改訂され、保育所は、養護と教育を一体的に行うことを特性とし、環境を通して子どもの保育を総合的に実施する役割を担うとともに、保護者に対する支援（入所する児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援）を行うことを役割として位置づけています。

核家族化や共働き家庭の増加、少子化の進行など家庭を取り巻く環境や就学前児童の育成に対する保護者のニーズは変化しています。本町では、0歳児から就学前までの児童の教育の充実を図るため、幼保一元化を進めています。平成21年度には馬木幼稚園、平成23年度から布勢幼稚園が開園し、横田地区と八川地区についても開園に向け準備を始めています。

子どもたちは無限の可能性を持っており、特に就学前の3年間は人格形成の基礎づくりの大切な時期です。集団生活の中で遊びを通して、情操や創造性の育成とともに言語感覚や人間関係の理解と実践力を養うことが重要です。

また、子どもたちを地域社会全体で育てるという意識や、すべての就学前児童に教育を受ける機会の提供、子どもたちと保護者の双方の視点に立った教育の機会と場づくり、就学前児童の教育を一体的に推進する体制づくりなど、一貫した就学前児童の教育環境の整備が必要です。

保育所・幼稚園の状況[平成22年5月1日現在]

(単位：クラス、人、㎡)

	保育所				馬木 幼稚園
	三成	阿井	横田	合計	
学級数	6	4	5	15	4
入所児数	129	55	120	304	50
教員数	28	12	25	65	13
園舎面積	699	558	794	2,051	999

(奥出雲町教育委員会)

幼稚園の状況[平成22年5月1日現在]

(単位：クラス、人、㎡)

	布勢	三成	亀嵩	阿井	三沢	鳥上	横田	八川	合計
学級数	1	1	1	1	1	1	2	1	9
園児数	14	10	11	7	6	9	22	13	92
教員数	4	4	4	4	4	4	6	4	34
園舎面積	424	439	400	424	387	450	713	447	3,684

(奥出雲町教育委員会)

**【基本方針】**

就学前児童への教育のあり方、預かり保育や子育て相談、各種交流会等を企画・実践し、総合的な就学前児童の育成を進めます。

また、現在町内に整備されている保育所と幼稚園について、施設の改築・統合を進め、運営の一元化を図ります。

**【今後の取り組み】**

(幼保一元化の推進)

一貫した就学前児童の教育環境の整備を推進するため、保育所と幼稚園を統合、施設の改修や耐震補強を図り、幼稚園の整備を進めます。

また、サービスの充実を図るため、子どもたちの体調の変化に応じた保育や保育時間の延長など、関係機関や関係団体と連携しながら、体制づくりに努めます。

### 第3 子育て環境の充実

## 2 子育て支援の充実

#### 【現状と課題】

近年、少子高齢化の進行や核家族化・女性の就業増加等により、子どもと子育て、家族を取り巻く環境は大きく変化しています。

本町では、仕事と子育ての両立が図られ、子どもを生み育てる世代が安心して子育てができ、子どもたちの元気な声がこだまするまちづくりを進めるため、平成22年3月に「奥出雲町次世代育成支援後期行動計画～子どもたちの元気な声がこだまする町づくり～」を策定しました。計画の策定にあたっては、乳幼児・小学生を持つ家庭へアンケート調査を実施し、生活状況や、子育てに関する考え方などの把握に努めるとともに、関係機関との調整を行っています。

今後は、次世代育成支援後期行動計画をもとに、地域の希望であり、未来の力である子どもたちの健やかな育ちと教育を大切にするまちづくりを進めていく必要があります。

また、子育て支援の充実は定住対策の重要なカギとなります。保育料の軽減や多子世帯の医療費軽減など子育て家庭の負担軽減や幼保一元化による就労環境の整備などを引き続き推し進めていく必要があります。

#### 【基本方針】

子どもたちの健やかな育ちと教育を親、家族はもとより地域全体で支え、安心して子育てができる基盤を整備するとともに、子どもたちが、ふるさとに誇りと愛着を持ち心身ともにたくましく健やかに育つよう、地域住民の子育て力を高め、住民が一体となって楽しく子育てができるまちづくりを進めます。

また、子育て家庭の負担軽減を図り、町内への定住促進に努めます。

#### 【今後の取り組み】

##### （子育て環境の充実）

「奥出雲町次世代育成支援後期行動計画」をもとに、子どもたちの健やかな育ちと教育を、地域全体で支えていく多様な環境づくりを支援します。

##### （子育て家庭の支援）

保育料の軽減や多子世帯の医療費助成を継続し、子育て家庭の負担軽減を図り、定住促進に努めます。



## 第3章 第1節

# 協働による住民のための まちづくり

自治会や集落の枠を越え、地区が主体となった協働による社会活動を推進します。新たな地域コミュニティ力の創造と、男女が共に参画し、知恵と実行力によって住民が主役のまちづくりを目指します。

第1 地域コミュニティづくりの推進

## 1 地域コミュニティづくりの推進

### 【現状と課題】

集落は、地域社会の基本単位であり、日常生活や生産活動、コミュニティ活動を営む上で重要な機能を有しています。本町のような中山間地域では、少子高齢化が進み、農業就業人口の減少、若者の地域離れが起きており、年齢層のバランスが崩れつつあります。

また、若者の結婚機会の減少、消防団員の不足等、集落が持つ公益的機能が低下してきており、一部自治会では、統廃合を含め組織の見直しが必要となっています。

さらに、生活価値観の変化や多様化により、人と人とのふれあいや地域が持っていた連帯感が薄れています。

本町の10年先を考えると、従来どおりの日本全国画一的な社会のあり方を目指すのであれば人口の減少のみならず、更に少子高齢化が進み、薄れつつもつながっていた地域コミュニティ力はますます弱まります。また、それぞれの地域に代々受け継がれてきた伝統文化や伝承などが地域コミュニティ力の弱まりにより途絶え、没個性化してしまいます。

これからは、経済性や利便性の追求といった都市部との役割分担を明確化し、町内に居住する人々の一定の生活の質を保証したうえで、住民と行政の協働により、地域コミュニティ力を作り出す必要があります。

そして、本町の持つ魅力に磨きをかけ、外部に情報を発信し、「奥出雲で暮らす」という一つの手段を提供していく必要があります。

### 【基本方針】

「心豊かで潤いと活力のある奥出雲」にふさわしいまちづくりの実現を目指し、住民一人ひとりが積極的にまちづくりに参加し（自助）、個人だけでは実践できない地域活動や解決できない地域課題を住民が主体となり相互に協力して活動し（共助）、自助や共助でとらえきれない事柄について行政が対処する（公助）よう役割を明確にし、行政主導ではなく、地域住民が主体となったまちづくりについて支援・推進します。

また、これまで集落単位での維持活動や古くから伝わる伝統行事などを、既存の集落単位にとらわれず、公民館や地域協議会等を主体とした取り組みへと促します。

**【今後の取り組み】**

(協働による住民のための地域づくり)

住民一人ひとりが自分たちの住む地域について考え、それぞれが役割を持ち、誰もが活躍できる体制を支援します。

また、住民グループの様々な構想や提案を大切にし、それを活かした地域づくりを支援します。

(地域協議会等を主体とした地域づくり)

人口減少などにより存続が危ぶまれる集落の維持活動や古くから伝わる伝統行事など、支えあう仕組みづくりを見直し、これまでの集落単位から公民館や地域協議会等を主体とした地区単位による活動へと再構築し、地域づくりを支援します。

(地域を支える人材育成の推進)

これまで連綿と続いてきた産業や文化の中で培われてきた人材育成の技術や知恵を、今後も系統的に引き継ぎ、コミュニティ活動や産業、福祉、教育、文化などそれぞれの場面で次代の担い手となる人材の確保と育成を支援します。

## 第2 男女共同参画社会の推進

# 1 男女共同参画社会の推進

### 【現状と課題】

住民と行政が連携してまちづくりを進めるためには、施策・意思決定の場や地域自治組織への主体的な参画が重要です。そのため、あらゆる分野において、男女がともに参画するよう働きかけ、意見を活かしていく体制や組織づくりを推進する必要があります。

また、女性の参画を促していくためには、女性自身の参画する気運を醸成することも重要です。女性も自らの能力の向上に努め、エンパワーメント<sup>1</sup>を図り、政治的・経済的・社会的に自ら参加できるよう、研修や学習の機会が必要です。

仕事や家庭、趣味や地域活動といった社会のあらゆる分野に、男女がともに参画できる環境づくりを進めるため、子育て支援や介護などの福祉サービスの充実や、家庭・地域・職場・学校・行政が連携し、それぞれの立場で進めていくことが重要です。

### 【基本方針】

平成22年に策定した「奥出雲町男女共同参画計画」をもとに、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、ともに責任を担うべき社会の構築をめざし、研修や学習会、啓発活動に努めます。

### 【今後の取り組み】

#### （男女共同参画社会の推進）

性別による固定観念や偏見を取り払い、それぞれの個性や能力に応じ、社会参加ができるよう普及啓発を図ります。

また、女性が社会参加しやすい体制づくりと、男女の意見が共に尊重される仕組みづくり、男女が協働し、みんなで支えあう家庭、職場、地域づくりを推進します。

<sup>1</sup> エンパワーメント：力（パワー）をつけることの意。女性のエンパワーメントは、女性が自分自身の生活と人生を決定する権利と能力を持ち、さまざまなレベルの意思決定過程に参画し、社会的・経済的・政治的な状況を変えていく力をもつことを意味する。

## 第3章 第2節

# 安全で快適に暮らせる まちづくり

すべての人が安心して快適な生活をおくることができるよう、消防防災体制や安全対策、道路、公共交通網、上下水道施設の整備・充実を図ります。また、高度情報化社会に即応した情報サービスの提供やUターン者への定住対策を進めます。

第1 消防防災体制の充実

# 1 消防体制の充実

## 【現状と課題】

地域住民の生命財産を災害から守り、未然に防止することは、自治体に課せられた基本的な使命であり、火災時における消火活動はもとより、予防・救急・救助・防災などその使命は多岐にわたります。

本町の消防防災活動は、地域住民の協力のもと消防団による非常備消防体制がとられてきました。

しかし、人口の減少による消防団員の不足や町外勤務者の増加による常時出動可能な消防団員の減少、社会経済情勢の進展に伴う防火対象物や危険物施設などの増加による消防技術の複雑化・高度化に対処するため、平成3年度に広域消防組合に加入（平成23年度から雲南広域連合に改組）、奥出雲消防署を設置し、消防力の強化を図っています。

また、地元住民で組織する非常備消防は、9分団・48部で編成し、団員数615名で組織しています。消防団の組織体制や活動について普及啓発をおこなっているものの、消防団への入団者の減少や通勤圏の拡大に伴う団員の勤務地の遠隔化により、迅速な消火活動を行う体制の維持が困難になりつつあり、その組織体制について検討を進める必要があります。

さらに、消防施設の改善や機械器具の更新を進めるとともに、消防水利が充分でない地域について、地域住民の協力を得ながら防火水槽等の設置を進めていく必要があります。

消防施設等の状況

(単位：人、台)

	本部	布勢	三成	亀嵩	阿井	三沢	鳥上	横田	八川	馬木	合計
団員数	15	59	82	59	70	47	55	94	67	67	615
機械器具	自動車ポンプ	—	1	2	1	2	1	2	1	1	12
	小型動力ポンプ	—	4	5	4	4	3	3	5	4	36

(奥出雲町総務課)

【基本方針】

非常備消防組織の団員確保が難しくなるなか、迅速な消火活動を行うため、組織体制や支援体制の整備を進めます。火災等の災害からの生命財産を守るため、火災予防対策を推進するとともに、消防機械器具の近代化と機動力のアップを図ります。防火水槽等の設置については、地域住民の協力を得ながら整備を進め、消防水利の充足率を高めます。

また、予防消防体制を更に推進するとともに、防火クラブの結成など自主防災体制の強化と防火意識の高揚に努めます。

さらに、住民の防火意識の高揚と消防団の体制強化や避難・防災訓練などを進め、広域的消防体制の充実に努めます。

【今後の取り組み】

(非常備消防体制の充実)

非常備消防体制について、迅速で安全に活動が行えるよう組織体制や支援体制について検討を進めます。

また、迅速な消火活動と消防団員の負担軽減を図るため、消防施設の改修や機械器具、防火水槽の整備を進めます。

(予防消防活動の推進)

予防消防活動について普及啓発を図り、防火クラブなどの自主消防組織などの育成を進め、防火意識の高揚に努めます。

(常備消防及び救急体制の充実)

雲南地域1市2町で構成している雲南広域連合消防本部による消防救急体制の充実に努めます。

第1 消防防災体制の充実

## 2 防災体制の充実

### 【現状と課題】

本町は、急峻な山地や急勾配の溪流が多いといった地形条件、傾斜地の付近や氾濫原<sup>1</sup>に形成される集落など土地利用条件により、集中豪雨や台風などの際には土砂災害や河川の氾濫など、災害の影響を受けやすい地形です。過去には、梅雨期の豪雨や発達した台風の接近により、土木・農林施設被害、河川氾濫や山腹崩壊、がけ崩れが発生し、大きな被害を受けました。冬期には、季節風の影響を受けて、豪雪や雪崩による交通途絶などの被害を受けることがあります。

また、地震災害では、平成12年10月6日に「鳥取県西部地震(マグニチュード7.3)」が発生し、山陰両県の重軽傷者は97人に達し、建物の損壊、山崩れによる山林や農作物への被害、ライフラインや交通網等にも大きな被害を及ぼすとともに、県と市町村の連絡体制等、様々な課題を残すものとなりました。この地震の2日後には「島根県東部地震(平成12年10月8日、マグニチュード5.5)」が発生し、本町は住宅半壊、一部損壊、軽傷者2名、がけ崩れなどの被害を受けました。

これらの災害から尊い生命財産を守るためには、災害時における住民の自主的かつ組織的な活動が極めて重要です。

行政は、初動体制や災害対策本部機能の強化、防災訓練の実施、災害時の情報収集・伝達体制の確立、避難誘導體制の整備が重要であるとともに、未然に災害を防ぐため災害危険箇所に対する周辺の住民への周知徹底を図る必要があります。

### 【基本方針】

風水害や地震などの自然災害の発生を前提とした対策に努めるとともに、大規模な火事災害にも備えた体制の整備し、地域並びに住民の生命財産を守る災害に強いまちづくりを目指します。

また、災害発生時には、地域住民の協力と住民相互の助け合いが重要です。地域住民の防災に関する知識と「自らの地域は自らが守る」という意識の高揚を図るとともに、自主防災組織の育成強化及び防災ボランティアの体制づくり等を推進します。

<sup>1</sup> 氾濫原：河川の流水が洪水時に河道から氾濫する範囲にある平野部分

### 【今後の取り組み】

#### （防災体制の充実・強化）

災害発生時には、災害対策本部を中心に関係機関と連携しながら、初動体制の確立や迅速な情報収集・伝達体制を整備します。

また、災害危険箇所について、その被害を最小限に食い止めるため、防災施設等の整備を進めます。

#### （災害に対する普及啓発活動の推進）

町内の災害危険箇所をまとめたハザードマップを活用した地域住民への研修会等を実施し、住民に身近な災害危険箇所を周知するとともに、防災意識の高揚を図ります。

#### （自主防災組織の育成）

災害発生後、早い段階で被災者支援を実施するため、「自分たちのまちは自分たちで守る」という連帯感のもと、地域に密着した自主防災組織の結成や育成を支援します。

## 第2 安全対策の推進

# 1 安全対策の推進

### 【現状と課題】

地方自治体として有事の際の防災体制の構築は必要不可欠ですが、平時の際の啓発活動や災害等が起こらないための活動などを積極的に展開することにより、自然災害や人為的な事件事故を未然に防ぐことができます。

本町が災害のなかで最も被害を受けやすいのは風水害です。災害防止の目的で整備された保安林や一般山林は、木材価格の低迷などから荒廃が進み、山崩れなどの山地災害から住民の生命財産を守る機能だけでなく、水源のかん養機能、緑豊かな生活環境の保全・形成等の機能を保持することが難しくなっています。

本町の交通事故発生件数は年々増加しています。こうした傾向は、年々増える運転免許保有者数、中でも高齢者運転免許保有者数の増加や車両保有台数の増加など、大量交通時代及び高齢者社会の到来による交通情勢の変化と、新しい車社会に対応する住民の交通安全意識の欠如や交通安全施設等の不備などが原因であり、大きな社会問題です。また、町内の主要幹線道路の整備拡充等に伴う通過車両の増加やスピード超過、冬季間の路面凍結によるスリップ等による交通事故の多発が予測され、交通事故の実態に十分対応した安全対策を積極的に推進する必要があります。

また、本町における犯罪発生件数は、近年減少傾向にあります。住民の生活を守るためには、関係機関と連携しながら地域に根ざした防犯活動の展開と地域の自主的な防犯活動を支援する必要があります。

近年、私たちの暮らしは、悪質な商法や訪問販売、振り込め詐欺などにより脅かされています。このような時代の要請を受け、国では、平成21年9月に各省庁にまたがっていた消費者行政を一元化し、消費者庁を設置されました。現代社会の仕組みは複雑になり、商品やサービスの危険や品質を消費者が見極めることがますます困難になっています。今後は、商品やサービスについての情報提供や、啓発活動を積極的に展開する必要があります。

【基本方針】

安全で安心して生活するために、自然災害や交通安全、防犯対策、消費者問題について、関係団体との連携強化を図り、啓発活動を進めます。

また、町内の災害危険箇所について、計画的に治山・治水事業を導入し、住民の生命財産の保護を図ります。

さらに、本町の大部分を占める山林の適正な管理を行い、災害を未然に防ぐため、山林環境整備を進めます。

【今後の取り組み】

(安全対策の啓発の推進)

安全で安心した暮らしの実現のため、関係機関や関係団体と連携し、情報提供や普及啓発を図ります。

(防災施設の整備)

町内の災害危険箇所に治山・治水事業を導入し、災害に強いまちづくりを進めます。

また、水源のかん養機能を有し、本町の大部分を占める山林について、適正な管理を行い、山林環境の保全・整備を進めます。

(交通安全対策の充実)

事故多発地点や危険箇所について、交通安全施設の整備を行うとともに、関係団体と連携を図り、交通安全意識と交通マナーの向上のための啓発活動を進めます。

(防犯対策の充実)

広報紙や各種の広報媒体を通じて、防犯に関する情報提供に努め、住民一人ひとりの防犯意識の高揚を図るとともに、街路灯や防犯灯の整備・拡充に努めます。

(消費者行政の推進)

消費者被害の未然防止や拡大防止のため、情報提供や普及啓発活動を進めます。

### 第3 公共施設の活用

## 1 公共施設の耐震化・防災拠点の整備

### 【現状と課題】

公共施設の耐震化を進める目的は、災害対策活動の拠点や避難所となる施設、ライフライン関連施設、多数の住民が利用する施設等の耐震化を図ることにより、災害時に人命への重大な被害や住民の生活への影響を抑止できることがあげられます。これにより、地震における被害を最小限にすることができ、災害対策活動を速やかに行うことが可能となります。このため、公共施設が災害時においてどのような役割を果たすのか検討し、耐震化を行っていく必要があります。

役場庁舎については、旧町役場（仁多庁舎、横田庁舎）それぞれの庁舎規模では本庁機能の集約は困難なため、本庁舎の整備は新町建設の課題でありましたが、一定の条件の下で推計された財政計画では、「厳しい財政状況でその余力が認められない」という予測から、当面、庁舎建設を行わず、旧町役場を有効に利用した分庁方式により行政運営を行うこととしました。

しかし、旧町役場のうち昭和40年建設の仁多庁舎は、①旧耐震基準（昭和56年5月以前に着工された建物の耐震に関する基準）の建物（現行の建築基準法に適合しない既存不適格の建築物）で、地震の規模によっては住民情報の損壊や行政機構そのものの損壊による災害対策機能の不全も懸念され、早急な耐震補強が必要となっています。しかし、多額の費用を要する耐震補強工事や老朽化に伴う施設設備の大規模改修工事を行っても、法定耐用年数（50年）を今後5年で超過していくので、いずれ改築は避けられず、費用対効果に乏しいこと。②窓口の散在、待合スペース・駐車場の不足、相談スペースの不足による個人情報やプライバシーの保護の問題など、来庁者に対して狭あいによる不便を強いる状況が生じていること。③エレベーターや多目的トイレなどが未整備なため、高齢者や体が不自由な人の円滑な利用を妨げていること。④来庁者の用件が複数にまたがる場合に庁舎間の移動を伴うことや、内部調整が必要なニーズへの対応に時間を要すること。⑤集中豪雨、豪雪、地震など災害発生時における即応体制を確立するため、被害情報の収集、応急活動や災害復旧活動などの指揮命令機能を集約した防災拠点を早急に整備する必要があることなど、仁多庁舎の早期整備が課題となっています。

【基本方針】

昭和56年の建築基準法改正以前に建設された公共施設について、機能の集約や有効利用の検討などを進めながら、年次的な耐震化に取り組んでいきます。

役場庁舎については、集中改革プランを踏まえた行財政改革に積極的に取り組んだことにより、将来の健全な財政運営に一定の道筋がつかまりましたので、仁多庁舎を改築整備することとします。

両庁舎の機能連携による防災体制充実のため、仁多庁舎の改築整備にあたっては、これまでの分庁舎方式の継続を基本に検討を進め、この結果を踏まえ仁多庁舎を改築します。

【今後の取り組み】

(公共施設の耐震化)

学校教育施設を中心に改修・改築を進めている公共施設について、今後も昭和56年以前に整備した施設を中心に公共施設の点検を進め、耐震化などの改修・改築を行います。

(防災拠点施設の整備)

災害時に避難所に指定している公共施設について耐震化を図るとともに、防災拠点施設となる奥出雲町役場仁多庁舎の改築及び横田庁舎の防災体制の整備を行います。整備にあたっては、平時に利用される住民の利便性の向上と健全な財政運営に配慮します。

(庁舎整備の方向性)

耐震性・老朽化など多くの問題を抱える仁多庁舎について、これまでの分庁舎方式の継続を基本として財政上有利な合併特例債を活用し改築することは、将来の町財政の負担軽減と地域基盤の構築のため適切な措置と考えられます。

なお、町財政の健全な運営に支障のないよう今後の財政見通しについて検討し、具体的な改築計画の策定にあたっては環境負荷の抑制、建設・維持管理コストの縮減などに配慮します。

### 第3 公共施設の活用

## 2 公共施設の有効利活用

#### 【現状と課題】

本町には、社会情勢の変化や、住民や観光客のニーズの多様化、施設の老朽化、市町村合併による機能の集約などにより、遊休化・低利用の公共施設があります。その多くは維持管理費用がかかり、費用対効果に見合う機能を果たしていません。

しかし、公共施設の多くは立地条件がよく、利用形態や運営方法を検討すれば、効果的に利用することができます。

平成22年7月には、役場職員によるプロジェクトチームから官民が所有する遊休化・低利用施設について有効的な利活用の方策を検討した企画提案書が町へ提出されました。

今後は、職員提案や遊休施設の利活用についての企画提案を幅広く募集し、本町の振興に資する施設利用を検討していく必要があります。

#### 【基本方針】

利便性の向上による設置目的に沿った利用の促進を第一に考えながら、既存施設の有効活用を図ります。また、施設改修等にあたっては、利用者ニーズを十分に把握し、推進します。

#### 【今後の取り組み】

(公共施設の有効利活用)

住民や観光客のニーズにあった費用対効果の高い利用目的を検討し、その機能が十分に発揮される施設について改修し、公共施設の活用を図ります。

また、地域住民による産業振興や地域福祉の活動の場としての利活用方法についても検討します。

第4 生活基盤整備の推進

1 道路網の整備

【現状と課題】

道路網は、産業や雇用、教育、医療など生活の基礎です。特に本町は、地形、気象等の自然的・地理的条件が厳しく、市町村合併により日常生活圏が更に広域化しています。

国・県道をはじめとする基幹的道路網は、住民の生活基盤はもとより、産業や交流社会の基盤としても極めて重要な役割を担っています。また、中国横断自動車道尾道松江線や中国縦貫自動車道及び米子自動車道の整備により、アクセス道の整備の必要性が一層高まっています。

国道は、町内に国道314号と国道432号の2路線が通っています。国道314号は、平成4年4月の「奥出雲おろちループ」の開通により大型自動車の通行が可能となり、産業面で大きな効果が現れています。国道432号は、平成13年に阿井地内が改良され、広島県へ向けて短縮が図られました。

県道は、逐次道路整備が進められていますが、急勾配、急カーブ等未改良箇所も多く、安全な交通手段の確保及び社会経済活動等地域振興のため、早急な道路整備が必要です。

また、住民の生活道路である町道は、利便性の向上や集落間の連絡、生活環境の改善等を目的として整備していますが、近年では国・県道や農業近代化施設、事業所などを結ぶ産業振興道路としての重要性が増しています。改良済の幹線区間においても交通量の増大や大型車両の増加に伴い、特に冬季間の交通に支障が生じており、2車線化などの二次改良の必要があります。

また、道路新設等に伴い町道の総延長は約519kmに達しており、今後の維持管理が重要な課題です。

国・県道の整備状況[平成21年4月1日現在] (単位：m、%)

路線	実延長	改良		舗装	
		延長	率	延長	率
国道	56,053	56,053	100.0	56,053	100.0
主要地方道	64,020	47,361	74.4	60,868	95.1
一般県道	48,323	25,975	53.8	48,323	100.0
合計	168,396	129,389	77.0	165,244	98.1

(奥出雲町建設課)

町道の整備状況[平成21年4月1日現在] (単位：m、%)

路線	実延長	改良		舗装	
		延長	率	延長	率
1級町道	55,658	51,273	92.1	55,413	99.6
2級町道	45,417	40,280	88.7	41,928	92.3
小計	101,075	91,553	90.6	97,341	96.3
その他町道	418,616	211,767	50.6	237,741	56.8
合計	519,691	303,320	58.4	335,082	64.4

(奥出雲町建設課)

#### 【基本方針】

住民の生活圏域と経済活動の広がりや町内産業の生産物の出荷など、今後ますます増大すると予測され、県都並びに主要都市へのアクセス道である主要幹線道路の整備は喫緊の課題であり、早期改良を要望します。平成24年度に松江市から広島県三次市までの区間が開通予定である中国横断自動車道尾道松江線へのアクセス道路の整備について、関係市町並びに整備改良促進期成同盟等と連携を密にし、要望活動を進めます。

また、生活道路である町道について、安全で快適な生活環境の形成や高齢者や障がい者が安心して利用できるようバリアフリー化を進めます。大仁広域営農団地農道については、町の東部から県都松江市への最短ルートであり、特に冬季間の交通確保のための改良整備を働きかけます。

#### 【今後の取り組み】

##### （生活道路の整備）

住民の利便性の向上や生活環境の改善を図るため、地域住民の協力を得ながら計画的に道路改良整備を推進します。

また、町道の維持管理については、引き続き地域住民の協力のもと、適正な管理に努めます。

##### （広域幹線道路の整備促進）

すれちがいや困難な狭隘な道路や冬季間交通の難所となっている箇所などについて、地域や関係団体、行政が一体となって、国や県へ早期改良を要望します。

##### （歩道等のバリアフリー化の推進）

歩行者や高齢者が安心して通行できる歩道空間を確保するため、歩道等の整備やバリアフリー化を推進します。

#### 第4 生活基盤整備の推進

## 2 公共交通体系の整備

### 【現状と課題】

昭和12年に全線開通したJR木次線は、本町を南北に縦断し、町内には7つの駅(出雲八代、出雲三成、亀嵩、出雲横田、八川、出雲坂根、三井野原)があり、住民の生活交通手段として運行されています。また、平成10年からはトロッコ列車「奥出雲おろち号」が運行され、観光需要を喚起していますが、マイカーの普及や路線バスの運行と沿線住民の人口減によりその利用者は年々減少しています。

平成12年度から出雲三成駅舎周辺の整備が継続的になされ、駅に併設する「仁多特産市」では、農産物や地域の特産品を販売しており、観光客に好評を得ています。平成21年度には「三段式スイッチバック<sup>1)</sup>」や「延命水」で有名な出雲坂根駅舎周辺の整備を行い、安全性と利便性の向上を図りました。観光や水汲みのため県内外から多くの来訪者があり、今後も更なる活性化が期待できます。その他、老朽化の著しい駅舎についても、改修・改築及び周辺整備により、地域の活性化が期待されています。

また、町内を走る路線バスは、第3セクターの奥出雲交通株式会社が運行しています。一律運賃方式で運行しており、その多くの路線が不採算路線ですが、市町村合併によって広域化がすすみ、今後ますます高齢化が進行するなか、住民の生活を支える交通手段として更なる路線の拡充が求められています。

今後も交通弱者は増えることが予測され、将来を見据えつつ住民の利便性の向上を図るため、地域公共交通会議を設置し、地域の多様なニーズに的確に対応し、安全で安心な交通手段の提供の検討を始めています。

---

<sup>1)</sup> スイッチバック：険しい斜面を登坂・降坂するために、ある方向から概ね反対方向へと鋭角的に曲折する鉄道軌道。トンネルや切り通しの設置が難しい地形において丘陵を登坂する方法の一つとして、短区間において進行方向を反転させるもの。

#### 【基本方針】

JR木次線は、通学や通勤をはじめとする地域の住民生活にとって欠くことのできない交通機関であり、将来とも本町の7駅の維持存続のため、人の集まる駅を目指して、駅舎の整備と鉄道利用状況の改善等を図ります。平成21年度から「出雲の國 斐伊川サミット」が運行に参画しているトロッコ列車についても、構成市町が積極的にPR活動を展開し、観光客による鉄道利用客の増加を促進します。

路線バスについては、地域公共交通会議による検討事項を踏まえ、バスを補完する住民の新たな生活交通手段の確保に努めます。

また、路線バスの利用者は高齢者が多く、乗降時の負担軽減を図るため、車両や付帯施設の整備を進めます。

#### 【今後の取り組み】

##### （JR木次線の活用）

JR西日本に対し、地域や関係団体と連携し、路線の確保を要望します。

また、通勤通学など住民の生活交通手段としての木次線の利用促進が図られるよう、関係機関と連携しながら普及啓発に努めます。

##### （バス交通の維持、充実）

住民の生活交通手段の確保と利便性の向上のため、引き続きバス路線を維持し、また不便地域の解消に向け、新たな運行形態により生活交通の確保を図ります。また、利用者が乗り降りしやすく、地球環境に配慮した車両の整備を進めます。

さらに、不採算路線解消のため、路線バスを補完する新たな交通手段の検討を進めます。

## 第4 生活基盤整備の推進

### 3 情報化の推進

#### 【現状と課題】

全国の中山間・離島地域では、産業振興や人口定住を促進するうえで都市圏との時間や距離の差が大きなハンディキャップとなっています。情報通信技術の進展は、地域間の情報交流を推進し、都市圏との格差是正や新たな産業の創出など、地域振興や経済発展に大きく影響します。

本町では全国の中山間地域に先駆けて、平成 18、19 年度に町内全域に光ファイバー網を構築し、地上デジタル放送に対応したケーブルテレビ<sup>1</sup>や高速インターネット、告知放送、IP 電話<sup>2</sup>のサービスを開始しました。供用を開始してから 3 年が経過し、今後はサービス面の充実や情報通信基盤の利活用に向けた環境の整備と人材育成を図っていく必要があります。

あわせて、本町の情報通信基盤を利用した移動体通信網を整備し、町内の携帯電話の不感地帯を解消する必要があります。

住民サービスの向上や行政サービスの効率化をめざした行政情報の電子化については、税務・住民票等定型業務の電算システム化や政府が進める電子政府構想<sup>3</sup>により各種申請届出書や公共施設の予約の電子化など非定型業務の情報化を進めてきました。また、広域行政的に進めるサービスについては雲南地区の広域連合により、介護保険業務に関する情報ネットワークの整備を行ってきました。

さらに、地域の情報発信機能として本町のホームページを開設し、平成 22 年 4 月からは観光ポータルサイト「奥出雲ごこち」を立ち上げ、地域ブランドの PR や観光入り込み客の増加、特産品の販売拡大をめざして全国、世界に向けて情報を発信しています。

今後、ますます情報通信技術が発展・普及する中で、広域的な連携も図りながら情報通信基盤の充実・利活用に努め、高度情報化社会に対応した地域づくりを推進する必要があります。

<sup>1</sup> ケーブルテレビ：ケーブルを用いて行う有線放送の内、有線ラジオ放送以外のもの。広義には、これを中心としてインターネット接続や電話（固定電話）なども含む複合的なサービスを指す。

<sup>2</sup> IP 電話：インターネット環境を活用した全国一律料金による電話サービス。

<sup>3</sup> 電子政府構想：主にコンピュータネットワークやデータベース技術を利用した政府。そのような技術の利用によって、行政の効率化やより一層の民意の反映・説明責任の実行などを目指すプロジェクト。

#### 【基本方針】

情報通信基盤を用い、ケーブルテレビの利用促進や移動体通信網整備、情報通信基盤の高度利用を進めます。

また、住民サービス向上を目的とした電子自治体の推進や本町の情報通信基盤を活用した住民向け利用サービスとコンテンツ<sup>1</sup>の充実、本町から外部へ向けての情報提供や情報発信機能の強化を図ります。

地域情報については、インターネットを活用した機能強化を図り、積極的な情報の発信、サービスの提供に努めます。

#### 【今後の取り組み】

##### （情報通信基盤の利活用）

高度情報化社会の中で、高度・多様化する住民ニーズに対応したサービスを提供するため、地域性を考慮しながら、ケーブルテレビや町内全域に敷設した光ファイバー網を活用した地域情報化を進めます。地域情報化を進める中で、情報通信技術の活用能力の向上、利便性のある、楽しめるコンテンツ等の提供を行い、更に情報通信基盤の整備・充実等を図ります。

また、携帯電話サービスについては、情報通信基盤を利用した民間事業者の基地局整備を促進し、町内通話エリアの拡充を進めます。

##### （情報サービスの充実・機能強化）

行政の情報化については、インターネットを活用したサービスの拡充に努めていきます。L G W A N（総合行政ネットワーク）や全県W A N（島根イントラネット）を利用して、他の地方公共団体と情報の共有化を進め、行政事務の効率化・迅速化を図ります。特に電子自治体の構築に向けては、島根県と市町村、各種団体との共同開発による各種オンライン手続きシステムの導入の推進を図ります。

##### （情報化に向けた人材の育成等の推進）

情報化社会に対応した人材等の育成を推進するため、専門的知識を習得する機会を設けるとともに、地域情報化に向けた体制・環境づくりに努めます。

<sup>1</sup> コンテンツ：放送やインターネットで提供されるテキスト・音声・静止画・動画などの情報の内容。

第4 生活基盤整備の推進

## 4 住宅等の整備

### 【現状と課題】

平成17年国勢調査での本町の持ち家率は、島根県平均の72.4%に対して、83.2%と高くなっていますが、9.8%にあたる478世帯は公営・民営賃貸住宅に居住しています。

また、本町の人口は減少傾向にあります。世帯数は横ばいであり、家族の小規模化が進んでいます。

本町は、これまで住宅の需要状況をにらみながら随時公的賃貸住宅の整備を進め、平成22年度末現在で526戸を管理しています。また、県の民間賃貸住宅建設促進事業を導入し、民間事業者によるアパートの整備を支援してきました。しかし、現在町内の官民賃貸住宅の入居者は減少傾向にあり、特に単身用住宅の入居者の確保が課題となっています。

また、宅地整備については、公共事業等による転宅用や分譲用宅地を整備し、逐次住宅建設が進められています。

さらに、平成19年度より町内に散在する空き家を町が取得・改修し、田舎暮らしにあこがれるUIターン者へ提供し、定住につなげています。

住宅所有形態別一般世帯の状況

(単位：戸、%)

	持ち家	公営・公団 公社住宅	民営住宅	給与住宅	間借り	住宅以外	合計
世帯数	4,048	478	159	96	27	59	4,867
率	83.2	9.8	3.2	2.0	0.6	1.2	100.0

(平成17年国勢調査)

### 【基本方針】

公的賃貸住宅の整備にあたっては、入居者が安らぎと潤いのある生活ができるよう、社会情勢や需要動向を見極めながら、適正管理と計画的な整備を進めます。

少子高齢化やライフスタイルの変化、多様化する住宅ニーズに対応した住宅や宅地の供給や斡旋を進めます。

また、近年増加傾向にある空き家について、空き家バンク制度を創設し、田舎暮らしを求めてUIターン希望する都市住民などに情報提供し、定住の促進を図ります。

**【今後の取り組み】**

(公的賃貸住宅の充実)

住民ニーズに対応した住宅施設の充実を図ります。

また、除雪や買い物、通院など冬の生活不安を解消するため、冬季間に滞在できる集合住宅への活用について、検討を進めます。

(住宅宅地の整備)

持ち家志向への対応と定住促進のため、住宅宅地の整備を推進します。

(空き家対策の推進)

町内に点在する空き家について、町による取得改修や空き家バンク制度による仲介などにより、田舎暮らしを求める都市住民に住居を提供し、引き続き定住促進を図ります。

第4 生活基盤整備の推進

## 5 上下水道の整備

### 【現状と課題】

快適な生活環境を実現するためには、上下水道の整備は必要不可欠です。

本町の上水道給水率は平成21年度末現在で98.3%です。水洗トイレの普及など生活様式の近代化により水量不足をきたしている施設、老朽化の進んだ施設もあり、施設の拡充や改良・整備をはじめ、水質の向上や水道未普及地区の解消など計画的な給水体制の確立が必要です。

また、地球環境の保護意識の高まりや生活環境の整備のため、生活雑排水の処理とトイレの水洗化が重要視されています。河川や湖沼の水質汚濁問題が叫ばれるなか、ラムサール条約<sup>1</sup>登録湿地の指定を受けている宍道湖・中海に注ぐ斐伊川の最上流に位置する本町は、公共下水道事業や農業集落排水事業、循環型社会形成推進事業により順次整備を進め、集合処理区域における接続率は平成21年度末現在66.4%となっています。

下水道の建設には多額の財政負担や住民負担、施設の維持管理費にも相当な経費が必要となります。

今後は、健全な財政運営のため、接続率の向上に向け普及啓発活動を推進する必要があります。

上水道の状況[平成22年3月31日現在] (単位：人、%)

	現在給水人口	行政区域内人口	給水率
簡易水道	13,992	—	—
小規模水道	283	—	—
合計	14,275	14,521	98.3

(奥出雲町水道課)

下水道の状況[平成22年3月31日現在] (単位：戸、%)

	対象戸数	接続戸数	接続率
公共下水道	1,418	997	70.3
農業集落排水	2,016	1,283	63.6
合計	3,434	2,280	66.4

(奥出雲町水道課)

浄化槽設置の状況 (単位：基)

	基 数	備 考
浄化槽市町村整備推進事業	512	町設置型計画 897基
浄化槽設置整備事業	438	個人設置型浄化槽
合計	950	

(奥出雲町水道課)

<sup>1</sup> ラムサール条約：「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」の通称。湿地の保存に関する国際条約。水鳥を食物連鎖の頂点とする湿地の生態系を守る目的で、1971年2月2日に制定され、1975年12月21日に発効した。

【基本方針】

安全で安定的な水供給のため、水源の確保や拡張・改良について、計画的に老朽施設の更新・改良を進め、未普及家庭の解消に努めます。また、供給水の質的水準の向上や水源の水質保全対策を推進します。

生活環境の整備と公共用水域の水質保全を図るため、引き続き污水处理施設の整備を進め、集合処理区域内にあっては接続率の向上に努めます。

【今後の取り組み】

（上水道の安定供給）

下水道の普及等により、トイレの水洗化など水需要の増加が予測されるなか、上水道の安定的な供給を図るため、水源の確保に努めます。

また、施設の老朽化等が進むため、計画的に改修を行うとともに、災害に強い水道施設の整備を進めます。

（下水道の普及）

平成 22 年度で集合処理区域内の下水道整備は完了し、残りの区域について合併処理浄化槽により整備を進め、公共用水域の水質保全を図ります。

また、安定した下水道事業を運営するため、接続率の向上や適正な料金体系、効率的な下水道会計の運営に努めます。

## 第3章 第3節

# ふるさとの自然を守り、 文化的景観の息づくまちづくり

日本のふるさとの原風景を持つ自然や、たたら製鉄文化の特色を色濃く残す文化的景観の保全を図り、次の世代へ継承します。また、地球温暖化問題対策や循環型社会の構築に向け、新エネルギーによる低炭素社会の実現や資源再生の普及啓発を図ります。

## 第1 環境・景観保全の推進

## 1 自然環境の保全

## 【現状と課題】

本町には、比婆道後帝釈国定公園と鬼の舌震県立自然公園の2地区の自然公園があります。どちらも優れた自然の風景地で、その景観や環境を保持するため、自然公園法<sup>1</sup>又は島根県立自然公園条例によって指定されています。

比婆道後帝釈国定公園は、中国脊梁山地の一角を中心に広がる山岳公園で、吾妻山・船通山<sup>せんつうざん</sup>・三井野原の一角が含まれます。山稜部は、中国山地特有の緩やかな山並みが続き、吾妻山の大膳原<sup>だいぜんぼら</sup>に代表される広大な風衝草原が発達しています。これらの草原には、レンゲツツジ、アカモノ、イワカガミ等の亜高山性の植物も多く見られ、キャンプ場や山小屋があり、登山やキャンプに多くの人々が訪れます。八岐大蛇退治の舞台として有名な船通山では、4月下旬から見事なカタクリ群落を見ることができます。

鬼の舌震県立自然公園は、斐伊川の支流の大馬木川沿いの延長約3kmの大溪谷・鬼の舌震と周辺の山域からなっており、中心部分は昭和2年国の名勝及び天然記念物に指定されています。この溪谷は、花崗岩の上を大馬木川が侵食作用を重ねて作り上げていったV字谷の溪谷で、そそり立つ絶壁の間に、風化水食された巨岩や奇岩、そして河床にはおう穴群などがみられます。溪谷には遊歩道があり、昭和55年には中国自然歩道<sup>2</sup>にも指定されました。溪谷の両岸は、シデ、ナツハゼ、カエデ等の広葉樹林で、清流はそれらの間を縫って急流をつくり、また、いたるところに深淵をたたえ、壮大な景観を展開しています。

そして、この2カ所の自然公園を結び、中国自然歩道 鬼の舌震・吾妻山コースが指定されています。以前は自然との共生を図りながら必要最小限だけ人の手を加え、人が住みやすく変えていました。しかし急速な産業発展により、観光目的などによる乱開発や人の手が加わっていた部分が人口減少などにより荒廃化が進むなど、自然公園内の貴重な景観が損なわれ、生息生育する動植物の変化が見られます。

自然公園の保全を図り、後世に伝えていくためには、今まで人の手が加えられてきた状態を維持し、その状態を永く保全することが重要です。

また、自然公園指定を受けていないところでは、地球環境問題<sup>3</sup>に配慮しながら、豊かな自然と人との共生を図りながら生活環境を整える必要があります。

<sup>1</sup> 自然公園法：優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的（第1条）として定められた法律。

<sup>2</sup> 中国自然歩道：ふるさとの美しい自然や文化的遺産を中国5県が中国自然歩道という一本の歩道で結んでいる。歩道のルートは、国立・国定公園、県立自然公園や史跡・名勝・天然記念物・由緒ある社寺などを通るように結ばれており、総延長は5県全体で約2000km、島根県内だけでも500kmを超える。

<sup>3</sup> 地球環境問題：オゾン層の破壊、酸性雨、地球温暖化など、その被害・影響が国境を越えて及び、ひいては地球規模にまで広がっている問題と、開発途上国における熱帯林の減少や野生動物種の減少など、その解決のために先進国等による国際的な取り組みが必要とされる問題のことであり、地球的視野にたって取り組まれるべき環境問題。

【基本方針】

先人より受け継いだ豊かな自然を継承し、自然の恵みを持続的に享受しながら、より良い形で後世へと引き継いでいくよう努めます。

【今後の取り組み】

(自然との共生)

豊かな自然環境と共生していくため、住民の利便性により住みやすくする開発を計画的・適正に進めるよう努めます。

また、不要な開発はやめ、今の環境を維持するとともに、自然公園については、その風景地を保護し、癒しとくつろぎの場として有効活用するよう検討を進めます。

さらに、樹木の計画的な伐採、植樹、伐期までの適正な保育に努め、山林資源の産業活用による循環型環境保全に取り組みます。

## 第1 環境・景観保全の推進

## 2 地球温暖化防止対策の推進

### 【現状と課題】

1750年代頃から始まった産業革命以降、人類は石炭や石油などの化石燃料を大量に消費するようになり、大量の二酸化炭素を排出するようになりました。従来、大気中の二酸化炭素は、植物や海中に吸収されることで調整されてきましたが、近年、人類の生産活動の変化に伴い、排出する二酸化炭素量が急激に増加したため、大気中における二酸化炭素の濃度が増え続けています。こうした温室効果ガスの増加により、地球の平均気温は上昇を続け、地球の平均気温は、20世紀の100年間に0.6℃上昇しました。地球の温暖化が進むと、気温の上昇や異常気象の頻発、海水面の上昇などが生じると言われており、近年の天候不順などは地球温暖化が原因と言わざるを得ません。そして、現在地球規模で自然や生活に様々な悪影響が生じています。

地球温暖化の原因の一つと考えられる温室効果ガスの排出は、生活の中で消費されるエネルギー量と深い関係があります。今後もエネルギー使用量の増加に伴い、温室効果ガスの排出量も増加が予想されることから、これを減少に転ずるような対策が必要になります。

### 【基本方針】

住民一人ひとりが地球温暖化について考え、資源浪費型社会から資源循環型社会への転換の必要性が認識されるよう普及啓発を図ります。

また、生活の中で資源やエネルギーの無駄使いを減らし、再利用を推進します。

### 【今後の取り組み】

(二酸化炭素の排出抑制)

二酸化炭素の排出抑制のため、住民一人ひとりが率先して環境への負担が少ない生活に心がけるよう普及啓発を図ります。

また、公共施設の整備にあたっては、省エネルギー製品を積極的に導入するとともに、新エネルギー設備の利用促進を図ります。

第1 環境・景観保全の推進

### 3 景観形成の推進

#### 【現状と課題】

本町は、島根県の東南端に位置し、中国山地の嶺を隔て広島県と鳥取県に接しています。一級水系斐伊川の源流域にあり、その源流域は比婆道後帝釈国定公園に指定されています。古事記や日本書紀に登場する八岐大蛇退治や、素戔鳴尊が降臨したと伝えられる出雲神話発祥の地であり、古くからたたら製鉄で栄え、今でも世界で唯一たたら操業を行い、日本刀の原料となる「玉鋼」を生産しています。

また、神話やたたら製鉄に由来する船通山や絲原記念館、可部屋集成館、その他にも国の名勝及び天然記念物で県立自然公園に指定されている鬼の舌震、日本一のトラストアーチ橋がある奥出雲おろちループ、三段式スイッチバックを走るトロッコ列車「奥出雲おろち号」など、恵まれた自然と、いにしえからの伝統に育まれた風景は、人々にくつろぎと癒しを与えてくれます。

永い年月を経て時代や人々の生活との融和により形づくられてきた美しく豊かな景観は、住民の心にやすらぎを与え、来訪者にも喜びと感動を与えるかけがえのない共有の財産であり、継続的に整備・保全していく必要があります。

#### 【基本方針】

本町の景観を良好な形で保全していくため、住民や事業者、行政がともに本町の景観について理解・協力を進め、積極的に良好な景観形成が図られるよう努めます。

また、景観保全に関する啓発活動を推進するとともに、開発と保全の調和のとれたまちづくりを進めます。

#### 【今後の取り組み】

##### (景観行政の推進)

本町の豊かな自然景観や農林畜産業により育まれた農村景観、伝統文化に彩られた文化的景観について、現代と調和を図りながら保全するため、景観形成計画を策定します。

##### (文化的景観の形成)

たたら製鉄文化の特色を色濃く残す本町の文化的景観を、次の世代に継承していくため、その景観の持つ価値を認識し、再構成を進め、保存計画を策定し、保全に努めます。

第1 環境・景観保全の推進

## 4 循環型社会の構築

### 【現状と課題】

現代社会は、ものの豊かさを追求した結果、大量生産、大量消費そして大量廃棄という社会経済システムが定着し、資源を過剰消費することにより、自然環境に対し大きな負荷を与えています。

本町におけるごみの排出量は、平成15年度までは増加傾向でしたが、平成16年度以降は減少傾向にあります。これは、ごみの減量化や資源化物の回収・リサイクルなどの効果によるものと思われます。

近年では、生活環境の保全、資源の有効利用等の観点から廃棄物の排出抑制、使用済製品・部品の再使用、原材料又は熱エネルギーとしての再利用を進めることにより、廃棄物の減量化・資源化を促進するとともに、安全で適正な廃棄物処理体制を整備することが重要な課題となっています。

国では、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成20年3月に「第2次循環型社会形成推進基本計画」が策定されました。

ごみ問題は、ごみ処理による環境への影響の懸念、ごみ処理費用の増加など、ますます深刻化しており、解決するためには、これまでの社会経済システムやライフスタイルの変革が求められています。

ごみ排出量の推移 (単位：t)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
可燃ごみ	3,454	3,455	3,909	3,348	3,434	3,422
ビン・缶	415	390	420	247	176	162
ペットボトル	—	—	—	25	25	24
プラスチック類	—	—	—	53	37	30
不燃ごみ	1,161	958	1,441	711	465	398

(奥出雲町町民課)

### 【基本方針】

住民・事業者・行政が連携し、それぞれの役割と責任を果たすことにより、ごみの排出抑制を図ります。

リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）により、ごみの排出量を最小限にし、それでも不用になるものの中からリサイクル（再資源化）するために分別回収を徹底するなど、<sup>3R</sup>3R活動を積極的に推進します。

また、<sup>3R</sup>3R活動以外についても、積極的な普及啓発や支援を行い、ごみの減量化を図ります。

### 【今後の取り組み】

(循環型社会の構築)

住民、事業所、団体、行政が協働し、<sup>スリーアール</sup>**3R**（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再資源化）活動に取り組みます。また、ごみの分別について、引き続き普及啓発を図ります。

さらに、ごみの減量化を進めるため、リフューズ（発生回避）などについても、積極的に普及啓発を図ります。



# 第4部

## 資料編

## 個別計画一覧

基本理念	個別計画の名称	策定年度	計画期間
包括的計画	奥出雲町過疎地域自立促進計画	H22	H22～27
	辺地に係る公共的施設の総合整備計画	H22	H23～27
	山村振興計画	H17	H17～26
活力に満ちた元気なまち（産業・雇用・定住・観光）	(仮)奥出雲農業振興地域整備計画	H23	H23～
	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	H18	H18～22
	奥出雲町松くい虫被害対策自主事業計画	H18	H19～23
	奥出雲町森林整備計画	H19	H20～29
	森林整備合理化計画	H19	H20～29
	林業経営改善計画	H18	H18～27
	奥出雲町森林整備事業計画	H19	H20～24
	奥出雲町森林整備事業計画 (農業用水関連特定森林整備事業)	H19	H19～24
奥出雲町森林基盤整備事業計画	H22	H22～24	

計 画 の 趣 旨
過疎地域の自立促進を図り、住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成を目的とした計画
辺地に係る公共的施設の総合整備を促進し、辺地とその他の地域との間における格差の是正を目的とした計画
国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等に重要な役割を担っている山村における経済力の培養と住民の福祉の向上、地域格差の是正を目的とした計画
優良な農地を確保・保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的に実施するために定める総合的な計画
農業の持続的な発展と、農業が「魅力とやりがいのあるもの」となるよう、効率的で安定的な農業経営を営む農業者を育成するため、将来の育成すべき農業経営の目標とその実現に向けての支援措置などを明らかにした計画
保安林等の重要な松林に対して、松くい虫被害の予防措置や、伐倒駆除等の駆除措置を進めていくための計画
水源かん養機能、山地災害防止機能を重視する「水土保持林」、生活環境保全機能、保健文化機能を重視する「森林と人との共生林」、木材等生産機能を重視する「資源の循環林」に区分し、育成単層林における保育・間伐の推進、育成複層林の積極的な整備、天然生林の的確な保全・管理等により森林資源を整備するとともに、効率的な森林施業、森林の適正な管理経営に欠くことのできない林道の整備を実施するための計画
森林施業契約を計画的に行い、施業規模の拡大を推進し、森林の木材生産機能はもとより、公益的機能の高度発揮を目的とした造林事業を実施するとともに、林道・作業路等の路網を整備し、高性能林業機械等の効率的な稼働が可能となるための計画
林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融資等による、林業経営基盤の強化並びに木材の生産及び流通の合理化に関する事項についての基本構想を示した計画
重視すべき森林機能区分に応じた保育・間伐の推進、育成複層林の積極的な整備、天然生林の的確な保全・管理等、重視すべき機能の高度発揮に向けた事業計画
重視すべき機能に応じた森林整備を計画的に推進し、森林の有する多面的機能の維持・増進を図るとともに、森林整備の基盤となり生活環境の改善にも資する骨格的な林道や林業施設を整備するための計画

基本理念	個別計画の名称	策定年度	計画期間
活力に満ちた元気なまち（産業・雇用・定住・観光）	奥出雲町特定間伐等促進計画	H20	H20～24
	奥出雲町木材生産団地化推進計画	H19	H20～
	奥出雲町地域新エネルギービジョン	H21	H22～31
	奥出雲町バイオマスタウン構想	H22	H23～
	奥出雲町サイン計画	H19	H19～
心豊かに語りあえるまち（保健・医療・福祉・教育・文化・子育て）	奥出雲町げんきプラン21	H17	H18～23
	奥出雲町特定健康診査等実施計画	H19	H20～24
	奥出雲町食育推進計画	H21	H22～26
	地域福祉計画	H14	H15～
	老人保健福祉計画	H14	H15～
	奥出雲町障害福祉計画	H20	H21～24
	奥出雲町次世代育成支援後期行動計画	H21	H22～26

計 画 の 趣 旨
島根県の基本方針に定められた特定間伐等の実施を促進するための計画
島根県の基本指針で定められた設定基準に基づき、間伐等の集約化施業推進区域を設定するための計画
町内で利用可能な新エネルギーを調査し、その結果を踏まえ、豊富な木質資源を活用したチップボイラ等の導入を検討した計画
化石燃料消費削減や循環型社会の形成、産業振興等につながるよう、町内に賦存するバイオマス資源の利活用方法を検討した計画
地域景観のデザイン形成の一環として、本町の地域資源を統一的に表現するための計画
町民の健康寿命の延伸や生涯を通じた健康づくり、生きがい活動の推進による生活の質の向上を目標とした計画
メタボリックシンドロームとその予防に着目し、特定健康診査・特定保健指導を実施するための計画
国、県の方針をふまえ、奥出雲町らしい食育の推進に関する施策と関係機関の連携のもとそれぞれの役割を具体的に記述した食育の行動計画
地域における社会福祉の推進を図るため、福祉サービスの適切な利用の推進、社会福祉事業の健全な発達及び地域福祉活動への住民参加の促進に関する事項を一体的に定めた計画
老人の心身の健康の保持及び生活の安定のため、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保について定めた計画
障がい者及び障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保について定めた計画
次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成のため、地域における子育て支援など、総合的な次世代育成支援対策について定めた計画

基本理念	個別計画の名称	策定年度	計画期間
潤いにあふれ笑顔で暮らせるまち（地域コミュニティ・基盤整備・環境）	奥出雲町男女共同参画計画	H22	H23～27
	奥出雲町地域防災計画	H19	H20～
	国民保護計画	H19	H20～
	奥出雲町建築物耐震改修促進計画	H20	H20～27
	公園施設長寿命化計画	H21	H22～31
	(仮)奥出雲町橋梁長寿命化修繕計画	H25	H26～
	(仮)奥出雲町公営住宅長寿命化計画	H23	H24～
	簡易水道事業統合計画	H18	H19～28
	奥出雲町生活排水処理基本計画	H18	H18～27
	奥出雲町地球温暖化対策地域推進計画	H19	H20～24
	名勝及び天然記念物「鬼舌振」保存管理計画	H20	H21～30
	(仮)奥出雲町景観計画	H23	H23～
	奥出雲町一般廃棄物基本計画	H20	H21～35
	奥出雲町循環型社会形成推進地域計画	H20	H20～25

計 画 の 趣 旨
町民一人ひとりがお互いの人権を性別に関係なく個人として尊重し、社会や家庭の対等な構成員として活躍できる社会を実現するための計画
防災上必要な諸施策の基本を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、町域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とした計画
武力攻撃事態等において国民保護措置の迅速・的確な実施により住民の生命、身体及び財産を保護し、住民の生活や経済への影響を最小とすることを目的とした計画
地震による建築物の倒壊等の被害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、島根県建築物耐震改修促進計画の下、町域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を目的とした計画
都市公園施設の安全対策の強化や経費の縮減のため、計画的な修繕または更新を行うことを目的とした計画
道路交通の安全性・信頼性を確保するため、橋梁の修繕や架け替えについて、長寿命化を図りコストを縮減していくための計画
町内にある住宅ストックを把握し、建替、修繕、除却等整備方針を定め、維持管理方針を策定し、更新コストの削減と事業量の平準化を図るための計画
簡易水道事業及び飲料水供給施設の事業統合を合理的かつ計画的に推進することを目的とした計画
住民の生活排水に対する意識啓発と実践活動の促進を図るとともに、地区の特性等を考慮し、公共下水道等の生活排水処理施設の整備を計画的に推進するための基本方針を定めた計画
基準年 2003(H15)年度に対し、2012(H24)年度に二酸化炭素排出量 10%削減を達成するために具体的な取組を明示し、推進するための計画
「鬼舌振」の価値についての評価や、適切な保存・管理並びに整備・活用に関する基本的な方針を定めた計画
景観法に基づき、町内の豊かな景観を整備・保全していくため基準を定め、将来にわたり景観形成の取り組みを推進するための計画
循環型社会の構築を目指して、奥出雲町にふさわしい処理システムを示すとともに、これを構築していくために必要となる施策を定めた計画
「奥出雲町一般廃棄物基本計画」をもとに、3R 推進のための目標と、それを実現するための施策、事業と合併処理浄化槽の整備を示した計画

奥出雲町総合計画審議会条例

平成17年3月31日  
奥出雲町条例第31号

(設置)

第1条 奥出雲町総合計画に関する必要事項を調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、奥出雲町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、奥出雲町総合計画の策定に関し調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会の議員
- (2) 行政委員会の委員
- (3) 各種団体の役員又は職員
- (4) 学識経験者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が前条第2項に定めた身分を失った場合、委員の資格を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(分科会)

第7条 審議会は、諮問された事項を調査審議するため必要があるときは、分科会を置くことができる。

- 2 分科会の名称及び分科会に属すべき委員は、会長が定める。
- 3 分科会に分科会長を置き、分科会委員の互選によってこれを定める。
- 4 分科会長は、分科会の事務を掌理し、分科会において調査審議した結果を審議会に報告しなけれ

ばならない。

5 分科会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

(専門委員会)

第8条 専門事項を調査検討するため必要があるときは、審議会に専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員は、公募した町民及び学識経験者のうちから町長が委嘱する。

3 審議会委員は、いつでも専門委員会の場に出席し発言することができる。

4 専門委員会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、町長が指定する課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年3月31日から施行する。

附 則 (平成22年条例第28号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

## 奥出雲町総合計画審議会 委員名簿

(敬称略 順不同)

区分	氏名	所属・役職名	所属分科会
◎	井上定彦	島根県立大学教授	1
○☆	岩佐捷治	奥出雲町自治会長会連合会会長	3・4
★	吾郷益巳	議会福祉厚生常任委員会副委員長	2・4
	浅野澄子	奥出雲町連合婦人会会長	2
	安部文夫	奥出雲町土地改良区理事長	1
	井上晃	雲南医師会仁多ブロック長	2
	岩田明人	議会産業建設常任委員会委員長	3
	笠松浩樹	島根県中山間地域研究センター専門研究員	3
	齋藤茂子	島根県立大学短期大学部教授	2
	佐伯俊之	仁多郡森林組合代表理事専務	1
☆	作野広和	島根大学教育学部准教授	3
	佐藤勇人	島根県立横田高等学校校長	2
	佐藤陽子	奥出雲町商工会女性部部长	3・4
☆	田中和夫	奥出雲町社会福祉協議会会長	2
	田中伸和	奥出雲町商工会青年部部长	3・4
★	田部隆義	奥出雲町自治会長会連合会副会長	3・4
	塔村俊介	議会総務文教常任委員会委員	2
	藤原一利	奥出雲町農業委員会会長職務代理	1・4
	藤原美恵子	雲南保育研究会副会長	2
★	藤原充博	議会福祉厚生常任委員会委員	3
★	村尾明利	議会総務文教常任委員会委員	1
	若月忠男	議会産業建設常任委員会副委員長	1・4
☆	渡部一夫	奥出雲町商工会会長	1
	渡部正弘	奥出雲町農業士会会長	1・4

◎：会長 ○：副会長 ☆：分科会長・委員長 ★：分科会副会長・委員会副委員長

所属分科会の「1」は産業振興分科会、「2」は教育・健康福祉分科会

「3」は生活環境分科会、「4」は庁舎整備等検討委員会

## 奥出雲町総合計画審議会専門委員会 委員名簿

(敬称略順不同)

氏名	所属・役職名	所属専門委員会
安部 備造	農業	産業振興
内田 孝幸	会社員	産業振興
岡田 篤志	商工会事務局長	産業振興
白根 久一郎	農業	産業振興
永瀬 恵美	農業士	産業振興
響 繁則	林業家	産業振興
藤本 秀昭	(株)ベッセル島根仁多工場長	産業振興
山田 幸信	農業	産業振興
青木 和幸	島根デザイン専門学校校長	地域資源を活かした観光振興
絲原 安博	(財) 絲原記念館常務理事	地域資源を活かした観光振興
小早川 正彰	吾妻山友の会代表	地域資源を活かした観光振興
小林 弘則	農業	地域資源を活かした観光振興
西澤 功	団体職員	地域資源を活かした観光振興
花森 吉充	農業	地域資源を活かした観光振興
藤原 和範	農業	地域資源を活かした観光振興
松原 義美	自営業	地域資源を活かした観光振興
稲田 恵利子	主婦	医療福祉
岩佐 恵美子	主婦	医療福祉
梅木 浩美	福祉団体職員	医療福祉
永沼 睦子	農業	医療福祉
佐藤 修二	農業	医療福祉
竹下 充明	福祉団体職員	医療福祉
田部 博也	鍼灸師	医療福祉
松崎 幹夫	自営業	医療福祉
荒金 美由紀	自営業	教育子育て支援
石田 葉子	団体職員	教育子育て支援
内田 功	横田高校PTA会長	教育子育て支援
杉原 清一	文化財保護専門委員会会長	教育子育て支援
高橋 留美子	主婦	教育子育て支援
田部 英年	郷土史家	教育子育て支援

(敬称略順不同)

氏名	所属・役職名	所属専門委員会
長谷川 公子	児童館職員	教育子育て支援
横路 仁朗	元学校長	教育子育て支援
安部 弘美	会社役員	生活基盤整備
家熊 猛	農業	生活基盤整備
岩田 智	街づくり研究会会長	生活基盤整備
恩田 昌実	会社員	生活基盤整備
川角 俊夫	奥出雲町社会福祉協議会常務	生活基盤整備
小早川 正幸	農業	生活基盤整備
長谷川 重夫	三成地区街づくり委員会会長	生活基盤整備
八澤 保弘	農業	生活基盤整備
石田 正博	仁多ジョブ・ソングセンター代表理事	環境政策
内田 功一	運輸業	環境政策
景山 裕	出雲林業(株)専務	環境政策
佐佐木 幸雄	自然公園指導員	環境政策
佐藤 順一	農業	環境政策
藤原 宣子	主婦	環境政策
山根 里美	会社員	環境政策
渡部 昭雄	横田ジョブ・ソングセンター専務理事	環境政策

## 奥出雲町総合計画審議会等の経過

### 【総合計画審議会】

- |                  |                      |
|------------------|----------------------|
| 第1回（平成22年 7月23日） | 1 委嘱状交付              |
|                  | 2 会長及び副会長互選          |
|                  | 3 諮問                 |
|                  | 4 総合計画の策定にあたって       |
|                  | 5 合併後5年間の成果と検証について   |
|                  | 6 町民満足度調査について        |
|                  | 7 総合計画の骨子について        |
|                  | 8 キャッチフレーズについて       |
|                  | 9 分科会の設置について         |
| 第2回（平成22年10月 8日） | 1 分科会審議状況について        |
| 第3回（平成22年12月24日） | 1 奥出雲町総合計画（素案）について   |
| 第4回（平成23年 2月18日） | 1 パブリックコメントの実施結果について |
|                  | 2 奥出雲町総合計画（案）について    |

### 【町民満足度調査】

（平成22年 5月28日～ 6月11日）

満18歳以上の町民 3,004人

回答者1,449人（48.2%）

### 【パブリックコメント】

（平成23年 1月11日～ 2月10日）

役場仁多庁舎、横田庁舎、公民館、ホームページ  
提出意見数 5件

【第1分科会（産業振興）】

- |                  |   |                  |
|------------------|---|------------------|
| 第1回（平成22年 9月 3日） | 1 | 奥出雲町総合計画（素案）について |
| 第2回（平成22年11月 4日） | 1 | 奥出雲町総合計画（素案）について |
| 第3回（平成22年11月26日） | 1 | 奥出雲町総合計画（素案）について |

【第2分科会（教育・健康福祉）】

- |                  |   |                  |
|------------------|---|------------------|
| 第1回（平成22年 9月21日） | 1 | 奥出雲町総合計画（素案）について |
| 第2回（平成22年11月25日） | 1 | 奥出雲町総合計画（素案）について |

【第3分科会（生活環境）】

- |                  |   |                  |
|------------------|---|------------------|
| 第1回（平成22年 9月21日） | 1 | 奥出雲町総合計画（素案）について |
| 第2回（平成22年10月29日） | 1 | 奥出雲町総合計画（素案）について |
| 第3回（平成22年11月22日） | 1 | 奥出雲町総合計画（素案）について |

【庁舎整備等検討委員会】

- |                  |   |              |
|------------------|---|--------------|
| 第1回（平成22年10月27日） | 1 | 分庁舎方式について 等  |
| 第2回（平成22年11月 8日） | 1 | 庁舎整備の方向性について |
| 第3回（平成22年12月21日） | 1 | 庁舎整備の方向性について |

【第1分科会・専門委員会合同会（産業振興）】

- |                  |   |                  |
|------------------|---|------------------|
| 第1回（平成22年11月26日） | 1 | 奥出雲町総合計画（素案）について |
|------------------|---|------------------|

【第2分科会・専門委員会合同会（教育・健康福祉）】

- 第1回（平成22年11月25日） 1 奥出雲町総合計画（素案）について

【第3分科会・専門委員会合同会（生活環境）】

- 第1回（平成22年11月22日） 1 奥出雲町総合計画（素案）について

【産業振興専門委員会】

- 第1回（平成22年 8月18日） 1 総合計画の策定にあたって  
2 町民満足度調査について  
3 総合計画の骨子について  
4 キャッチフレーズについて

- 第2回（平成22年10月19日） 1 奥出雲町総合計画（素案）について

【地域資源を活かした観光振興専門委員会】

- 第1回（平成22年 8月18日） 1 総合計画の策定にあたって  
2 町民満足度調査について  
3 総合計画の骨子について  
4 キャッチフレーズについて

- 第2回（平成22年10月19日） 1 奥出雲町総合計画（素案）について

【医療福祉専門委員会】

- 第1回（平成22年 8月19日） 1 総合計画の策定にあたって  
2 町民満足度調査について  
3 総合計画の骨子について  
4 キャッチフレーズについて

- 第2回（平成22年10月20日） 1 奥出雲町総合計画（素案）について

**【教育子育て支援専門委員会】**

- 第1回（平成22年 8月19日）
- 1 総合計画の策定にあたって
  - 2 町民満足度調査について
  - 3 総合計画の骨子について
  - 4 キャッチフレーズについて
- 第2回（平成22年10月20日）
- 1 奥出雲町総合計画（素案）について

**【生活基盤整備専門委員会】**

- 第1回（平成22年 8月20日）
- 1 総合計画の策定にあたって
  - 2 町民満足度調査について
  - 3 総合計画の骨子について
  - 4 キャッチフレーズについて
- 第2回（平成22年10月22日）
- 1 奥出雲町総合計画（素案）について

**【環境政策専門委員会】**

- 第1回（平成22年 8月20日）
- 1 総合計画の策定にあたって
  - 2 町民満足度調査について
  - 3 総合計画の骨子について
  - 4 キャッチフレーズについて
- 第2回（平成22年10月22日）
- 1 奥出雲町総合計画（素案）について

奥総第 94 号  
平成22年7月23日

奥出雲町総合計画審議会会長 様

奥出雲町長 井上 勝 博

奥出雲町総合計画について（諮問）

奥出雲町総合計画の策定にあたり、奥出雲町総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会に調査審議願いたく諮問いたします。

平成23年2月21日

奥出雲町長 井上勝博様

奥出雲町総合計画審議会  
会長 井上定彦

奥出雲町総合計画について（答申）

平成22年7月23日付け奥総第94号で諮問がありました奥出雲町総合計画の策定について、当審議会では慎重に調査、審議を重ねた結果、別添のとおり答申します。

今後の行政施策の推進にあたっては、「心豊かで潤いと活力のある奥出雲」を目指し、町民と一体となった積極的な取り組みが行われるよう要望します。

